

京都府緊急時モニタリング実施要領

平成28年7月

平成30年3月一部改定

京 都 府

目次

I 本編

1 目的 -----	1
2 京都府モニタリング本部の組織・業務等 -----	1
(1) 概要 -----	1
(2) 警戒事態発生時の要員出動連絡手順 -----	8
(3) 警戒事態における放射線モニタリング -----	9
(4) 施設敷地緊急事態における放射線モニタリング -----	10
(5) 全面緊急事態における放射線モニタリング -----	12
(6) 中期モニタリング -----	15
(7) 復旧期モニタリング -----	15
3 緊急時モニタリング用資機材の整備・維持管理 -----	15
(1) 緊急時モニタリングのための各種情報収集システム -----	15
(2) 緊急時モニタリングのための各種資機材 -----	16
4 測定、試料採取の方法 -----	17
(1) モニタリングカーによる測定、試料採取 -----	17
(2) サーベイメータによる測定 -----	18
(3) 環境試料の採取 -----	18
5 モニタリング結果の公表 -----	19
6 被ばく管理及び汚染管理 -----	19
(1) 被ばく管理方法 -----	19
(2) 被ばく管理線量、撤退線量 -----	20
(3) 被ばく防止対策 -----	20
(4) 機器の汚染防止対策 -----	20
7 その他 -----	20

II 資料編

1 関係機関等連絡先一覧 -----	21
2 走行サーベイ等ルート -----	23
3 走行サーベイルート地図 -----	25
4 空間放射線積算線量測定地点 -----	27
5 O I Lと防護措置について -----	28
6 緊急時水道水採取候補地点一覧表 -----	30
7 緊急事態発生時に迅速に分析を行うべき対象食品の目安 -----	31
8 緊急時農畜水産物採取候補地点等 -----	32
9 核種分析ができる機関一覧 -----	38
10 食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関 -----	40

1 1	高浜・大飯発電所に係る U P Z 圏モニタリングポスト一覧 -----	4 2
1 2	モニタリングポスト設置位置図 -----	4 3
1 3	モニタリングポスト一覧 -----	4 4
1 4	モニタリングポストの測定範囲 -----	4 6
1 5 - 1	資機材：モニタリングに使用する自動車 -----	4 7
1 5 - 2	資機材：N a I シンチレーション式サーベイメータ、電離箱式サーベイメー タ、GM式サーベイメータ（汚染検査用）-----	4 8
1 5 - 3	資機材：ダスト・ヨウ素エアサンプラー -----	4 9
1 5 - 4	資機材：個人線量計 -----	5 0
1 5 - 5	資機材：防護具等の配備 -----	5 1

III 様式編

A 通報連絡等様式

A - 1 号	緊急時モニタリング出動指示 -----	5 2
A - 2 号	緊急時モニタリング出動要請 -----	5 7
A - 3 号	出動者届 -----	5 9
A - 4 号	モニタリングカー出動届 -----	6 0
A - 5 号	資機材等出動届 -----	6 1
A - 6 号	要員管理簿 -----	6 2
A - 7 号	資機材等管理簿 -----	6 3

B 指示書・報告書様式

B - 1 号	空間放射線量確認結果報告書 -----	6 4
B - 2 号	現地活動業務 指示書／報告書 -----	6 5
B - 3 号	モニタリングカーによる測定 指示書／報告書 -----	6 6
B - 4 号	G e 検出器による核種分析 指示書／結果報告書 -----	6 7
B - 5 号	輸送業務 指示書／報告書 -----	6 8

C 被ばく管理様式

C - 1 号	個人被ばく管理報告書 -----	6 9
C - 2 号	日線量記録票 -----	7 0
C - 3 号	身体汚染状況測定記録票 -----	7 1
C - 4 号	資機材等汚染状況測定記録票 -----	7 2

D 通信連絡様式

D - 1 号	通信連絡票 -----	7 3
D - 2 号	電話記録票 -----	7 4

I 本編

1 目的

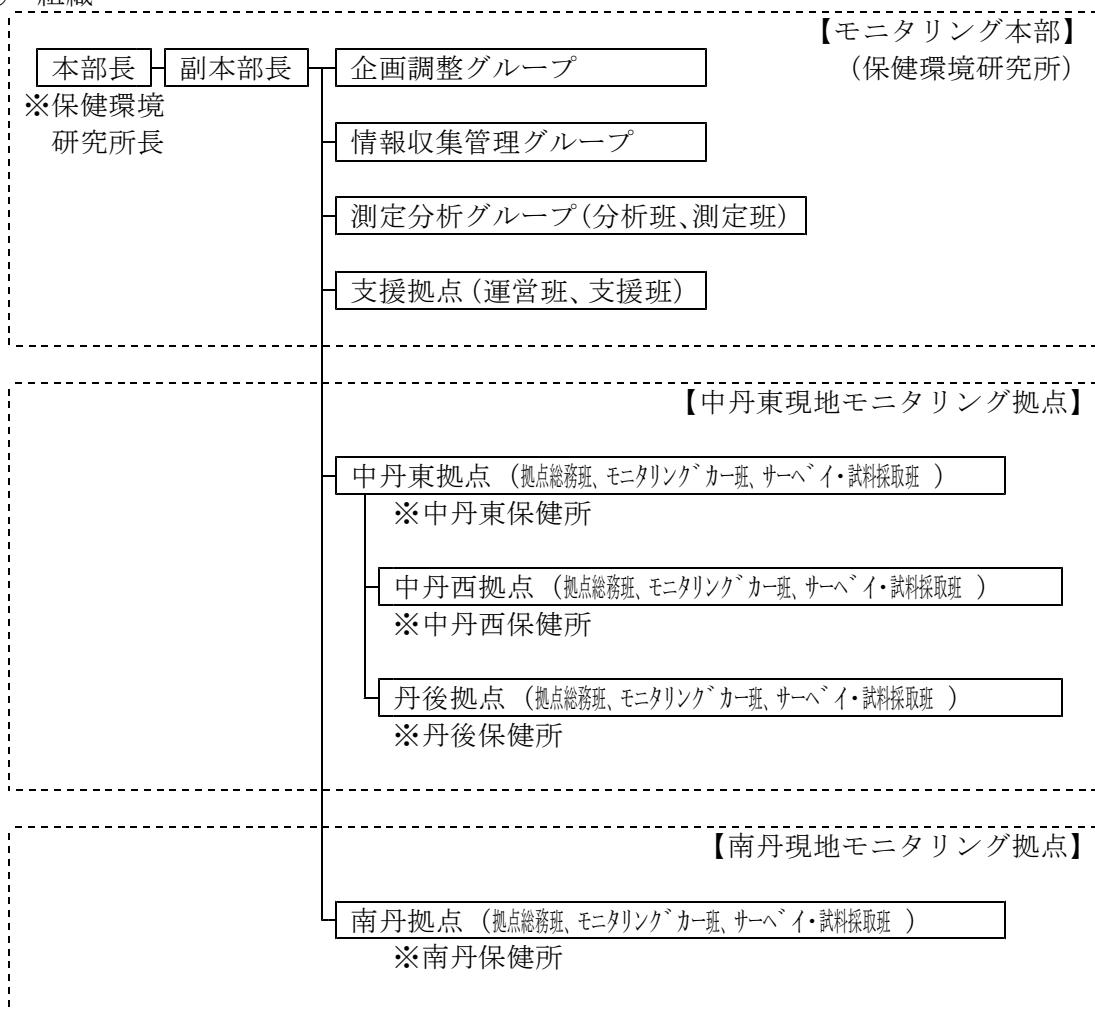
この要領は、「京都府緊急時モニタリング計画」に基づく関西電力（株）高浜発電所及び大飯発電所発災時における緊急時モニタリング体制の整備及び緊急時モニタリングの実施に関する、具体的な実施内容・方法等を定め、原子力災害時における緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施することを目的とする。

2 京都府モニタリング本部の組織・業務等

(1) 概要

京都府モニタリング本部（以下「府モニタリング本部」という。）は、環境管理課長から警戒事態発生の連絡を受け、保健環境研究所長が設置する。

① 組織



② モニタリング要員

モニタリング要員は本部長の指示に従って活動するものとする。また、モニタリング要員の基本構成及び想定される主な業務は2～7ページに掲げるとおりとし、要員リストを毎年度定めるものとする。

表1 京都府モニタリング本部要員体制表(高浜発電所関係)

		保健環境研究所	環境管理課	南丹保健所	中丹保健所	中丹東保健所	丹後保健所	乙訓保健所	山城北保健所	山城南保健所	公営企画課	生活衛生課	食の安心・安全推進課	南丹局・農林商工部	中丹局・農林商工部	丹後局・農林商工部	関西電力(株)	計
モニタリング本部 (保健環境研究所)	本部長	1															1	15
	副本部長	1															1	
	企画調整グループ	1	1								1	1	1				1 6	
	情報収集管理グループ ※	1															1	
	測定分析グループ	3														3 6		
中丹東現地モニタリング拠点	拠点総務班	1	1		1	1	1										5	36
	モニタリングカー班				3	5	3										4 15	
	サーベイ・試料採取班	1			2	4	2							3	1		3 16	
南丹現地モニタリング拠点	拠点総務班	1	1	1													3	10
	モニタリングカー班			3													3	
	サーベイ・試料採取班	1		2										1			4	
支援拠点	運営班	1	1					1	1	1							5	8
	支援班							1	1	1							3	
EMC(国)	企画調整グループ	1															1 1	(1) (1)
	情報収集管理グループ	(1)															(1) (1)	
計		13	4	6	6	10	6	2	2	2	1	1	1	1	3	1	11 70 70	

※EMC(国)設置後、本部の情報収集管理グループはEMC情報収集管理グループ内の情報共有システム等の維持・管理班の業務を行う。

※本表のほか分析ができる機関として中丹西保健所食肉・試験検査室(福知山市)、農林水産技術センター農林センター(亀岡市)及び府営水道事務所水質管理センター(木津川市)の協力を得る。

※現地モニタリング拠点のサーベイ・試料採取班に充てられる保健環境研究所職員は、測定技術に関するアドバイス等を行う。

※高浜発電所と大飯発電所において同時に発災した場合や他の災害が同時に発生するなどの際は、状況に応じて臨機応変に対応することを妨げない。また、中長期モニタリング等における動員計画(交代要員のあり方を含む)については、必要に応じ環境管理課、南部保健所等の職員を充てることについて今後検討を進める。

京都府モニタリング本部要員体制表(大飯発電所関係)

		保健環境研究所	環境管理課	南丹保健所	中丹東保健所	乙訓保健所	山城北保健所	山城南保健所	公営企画課	生活衛生課	食の安心・安全推進課	南丹局・農林商工部	中丹局・農林商工部	関西電力(株)	計
モニタリング本部 (保健環境研究所)	本部長	1													1
	副本部長	1													1
	企画調整グループ	1	1						1	1	1			美浜発電所	1 6
	情報収集管理グループ ※	1													1
	測定分析グループ	3	5											高浜発電所	3 11
中丹東現地モニタリング拠点	拠点総務班	1	1		1										3
	モニタリングカー班				5									高浜発電所	4 9
	サーベイ・試料採取班	1			4								2	高浜発電所	3 10
南丹現地モニタリング拠点	拠点総務班	1	1	1											3
	モニタリングカー班				3										3
	サーベイ・試料採取班	1			2								1		4
支援拠点	運営班	1	1			1	1	1							5
	支援班					1	1	1							3
EMC(国)	企画調整グループ	1													1 1
	情報収集管理グループ	(1)													(1) (1)
計		13	9	6	10	2	2	2	1	1	1	1	2	11	61 61

※EMC(国)設置後、本部の情報収集管理グループはEMC情報収集管理グループ内の情報共有システム等の維持・管理班の業務を行う。

※本表のほか分析ができる機関として、京都市衛生環境研究所(京都市)、京都市上下水道局技術監理室水質管理センター(京都市)、中丹西保健所食肉・試験検査室(福知山市)、農林水産技術センター農林センター(亀岡市)及び府営水道事務所水質管理センター(木津川市)の協力を得る。また、京都市域の試料採取に京都市職員の協力を得る。

※現地モニタリング拠点のサーベイ・試料採取班に充てられる保健環境研究所職員は、測定技術に関するアドバイス等を行う。

※高浜発電所と大飯発電所において同時に発災した場合や他の災害が同時に発生するなどの際は、状況に応じて臨機応変に対応することを妨げない。また、中長期モニタリング等における動員計画(交代要員のあり方を含む)については、必要に応じ環境管理課、南部保健所等の職員を充てることについて今後検討を進める。

表2 モニタリングカー班及び測定分析グループ測定班の構成

平常時における要員の所属、人数	緊急時の対応										大飯	高浜		
	集合場所	測定車	基本となる走行ルート	チーム構成(3人1組)			携行する資機材							
				運転	作業	受信	NaI(Tl) サーベイメータ	電離箱式 サーベイメータ	表面汚染 サーベイメータ	個人 線量計				
中丹東保健所 5人	(中丹東モニタリング拠点) 中丹東保健所	モニタリングカーA	1(東舞鶴R27)	府	府	関電	1台	1台	1台	3台	○	○		
中丹西保健所 3人		モニタリングカーB	3(綾部・老富)	府	府	府	1台	1台	1台	3台	○	○		
丹後保健所 3人		一般車両(バンタイプ) + サーベイメータ	4(由良川～綾部) 5(福知山・大江)	府	府	府	1台	1台	1台	3台		○		
関西電力(株) 4人		一般車両(バンタイプ) + サーベイメータ	6(与謝野～伊根) 7(宮津・由良)	府	府	府	1台	1台	1台	3台		○		
南丹保健所 3人		モニタリングカー(関西電力)	2(舞鶴・大浦半島)	関電	関電	関電	1台	1台	1台	3台	○	○		
環境管理課 3人	南丹保健所 (モニタリング本部)	モニタリングカー	8(京丹波) 9(南丹・美山)	府	府	府	1台	1台	1台	3台	○	○		
		一般車両 + サーベイメータ	10(京北) 11(広河原・久多)	府	府	府	1台	1台	1台	3台	○			
							合計	7台	7台	7台	21台			

表3 サーベイ・試料採取班及び測定分析グループ測定班の構成

平常時における要員の所属、人数		緊急時の対応										大飯	高浜			
		集合場所		測定車	基本となる走行方面(ルート)	チーム構成(3人1組)			携行する資機材							
						運転等	作業等		Nal(Tl)サーベイメータ	電離箱式サーベイメータ	表面汚染サーベイメータ	個人線量計				
中丹東管内	中丹東保健所 中丹広域振興局農林商工部	4人 2人	中丹東保健所 中丹西保健所 丹後保健所 丹後広域振興局農林商工部 関西電力(株)	(中丹東モニタリング拠点) (南丹モニタリング拠点)	一般車両(バンタイプ):保健所	1(東舞鶴R27)	府(環境)	府(衛生)	府(農林)	1台	1台	1台	3台	○ ○		
					一般車両(バンタイプ):保健所	3(綾部・老富)	府(環境)	府(衛生)	府(農林)	1台	1台	1台	3台	○ ○		
	中丹西保健所 中丹広域振興局農林商工部	2人 1人			一般車両(バンタイプ):保健所	4(由良川～綾部) 5(福知山・大江)	府(環境)	府(衛生)	府(農林)	1台	1台	1台	3台	○		
					一般車両(バンタイプ):保健所	6(与謝野～伊根) 7(宮津・由良)	府(環境)	府(衛生)	府(農林)	1台	1台	1台	3台	○		
	丹後保健所 丹後広域振興局農林商工部	2人 1人			一般車両(バンタイプ):関西電力	2(舞鶴・大浦半島)	関電	関電	関電	1台	1台	1台	3台	○ ○		
南丹管内	南丹保健所 南丹広域振興局農林商工部	2人 1人	南丹保健所	(南丹モニタリング拠点)	一般車両(バンタイプ):保健所	8(京丹波) 9(南丹・美山)	府(環境)	府(衛生)	府(農林)	1台	1台	1台	3台	○ ○		
府庁 京都市	環境管理課	2人	保健環境研究所	(モニタリング本部)	一般車両(バンタイプ):環境管理課	10(京北)	府	※	※	1台	1台	1台	3台	○		
					一般車両(バンタイプ):京都市	11(広河原・久多)	府	※	※	1台	1台	1台	3台	○		

※京都市職員の協力を得て、京都市域の試料採取を行う。

合計

8台

8台

8台

24台

表4 京都府モニタリング本部において想定される主な業務

○本部

グループ等	業務内容
本部長	本部全体の指揮・総括
副本部長	本部長の補佐、不在時の場合、代行
企画調整 グループ	<p>本部内の総括的業務を行うとともに、緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング要員・支援要員の収集・配備状況の把握 ・モニタリング資機材・車両との状況の把握 ・要員の食糧・衛生・一般安全等の管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・モニタリングの班編制及びモニタリング指示書作成 ・モニタリング要員・資機材等の管理 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング結果の評価・解析 ・EMC、OFC等との連絡調整 ・環境試料に係る分析機関の調整等
情報収集管理 グループ	<p>本部内での情報の収集及び管理業務を行うが、EMC設置後はEMC情報共有システム等の維持・管理班の業務を行う。(府本部に駐在しながらの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・ヨウ素採取装置の緊急時モードへの切り替え ・各種情報の収集・整理 ・EMC及び現地モニタリング拠点への情報提供・共有等
測定分析 グループ	<p>分析班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ARISとラミセス等のテレメーターシステムの管理 ・環境試料の測定 ・測定結果のとりまとめと報告 ・環境試料の保管、廃棄等 <p>測定班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射能測定車の運用 ・京都市域におけるサーベイ・試料採取（大飯発電所発災時）等
支援拠点	<p>運営班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部各グループ等の補助等 <p>支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継地点（別途決定）での環境試料の受け取り、分析機関への搬入等

○現地モニタリング拠点

グループ等	業務内容
拠点総務班	<p>拠点内の総括的業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング要員・支援要員の収集・配備状況の把握 ・モニタリング資機材・車両との状況の把握 ・要員の食糧・衛生・一般安全等の管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・モニタリングの班編制及びモニタリング指示書作成 ・モニタリング要員・資機材等の管理 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・関係機関との連絡調整
モニタリング カー班	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングカー（※）の運用 ・サーベイメータによる線量率測定
サーベイ・ 試料採取班	<ul style="list-style-type: none"> ・環境試料の採取・搬送等 ・サーベイメータによる線量率測定 ・可搬型モニタリングポスト等の設置 ・可搬型ヨウ素サンプラーの設置・試料の回収

※一般車両（バンタイプ）で移動し、サーベイメーターによる測定を行う場合を含む。

(2) 警戒事態発生時の要員出動連絡手順

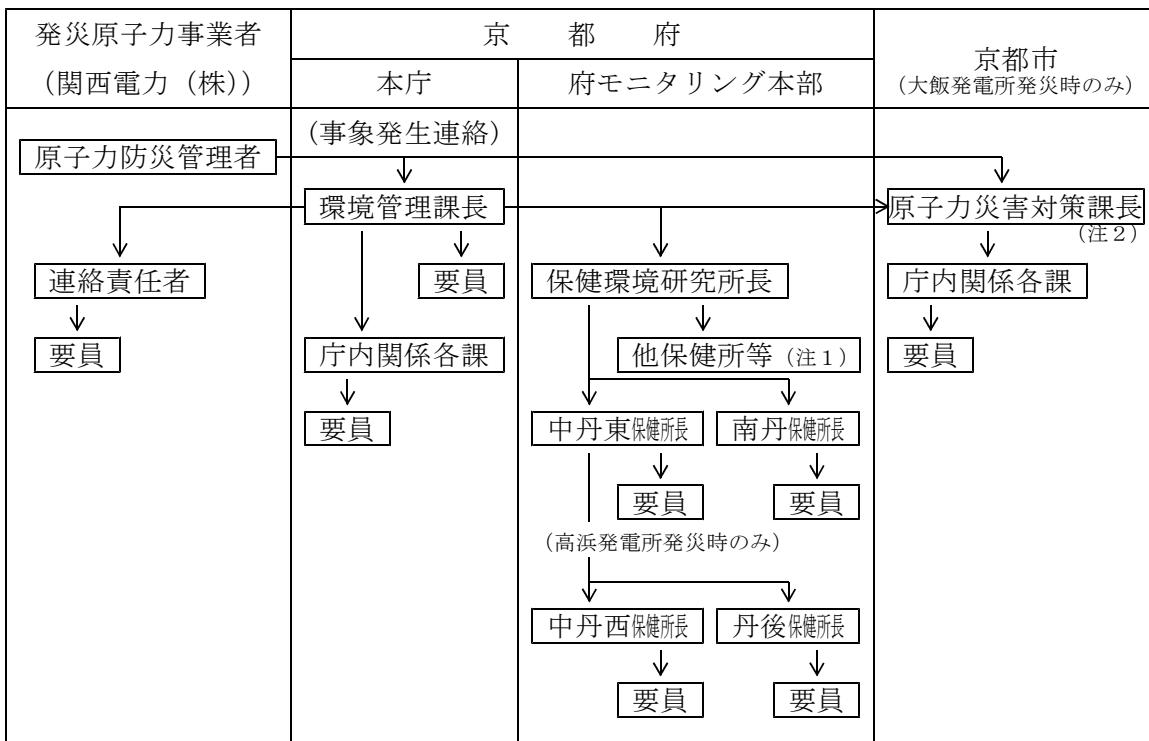
※施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時においても準用する場合がある。

- ① 関西電力（株）は高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、該当事象の発生について環境管理課長に対して FAX による連絡を行う。
- ② 環境管理課長は、①又はその他の方法により警戒事態発生の連絡があった場合、緊急時モニタリング体制配備を決定し、保健環境研究所長に対しモニタリング本部の設置・要員出動を指示する。また、併せて府内関係課担当者へ要員の出動を指示する。
指示を受けた保健環境研究所長は中丹東及び南丹保健所長に現地モニタリング拠点の設置・要員出動を指示し、さらに高浜発電所発災時には中丹東保健所長は中丹西及び丹後保健所長に対して各拠点の設置・要員出動を指示する。 <様式A-1>
- ③ 環境管理課長は関西電力（株）原子力事業本部に対し、要員の出動を要請する。また、大飯発電所発災時には環境管理課長は京都市行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長に対し、要員の出動を要請する。 <様式A-2>
- ④ 要員は出動した際、出動者届を各出動先に提出する。 <様式A-3>
- ⑤ 府モニタリング本部（保健環境研究所）及び現地モニタリング拠点（丹後、中丹東、中丹西及び南丹保健所）ではそれぞれ要員管理簿を作成・管理する。 <様式A-6>
- ⑥ 原子力規制庁の参集準備の要請を受けて、保健環境研究所長は要員1名に対し、オフサイトセンターへの出発準備を指示する。

※高浜オフサイトセンター：福井県大飯郡高浜町菌部35 一ツ橋14

大飯オフサイトセンター：福井県大飯郡おおい町成和1-1-1

- ⑦ モニタリング要員の出動に関する連絡系統は次のとおり。



(注1) 保健環境研究所長は中丹東保健所長及び南丹保健所長へ連絡するほか、乙訓、山城北及び山城南各保健所長並びに保健環境研究所関係各課長へ連絡及び要員の出動要請を行う。さらに各保健所長及び保健環境研究所関係各課長はそれぞれの所属要員へ連絡及び出動要請を行う。

(注2) 京都市行財政局防災危機管理室原子力災害対策課長は市府内関係各課へ連絡及び出動を要請する。

(3) 警戒事態における放射線モニタリング

表5 警戒事態における放射線モニタリングの主な内容

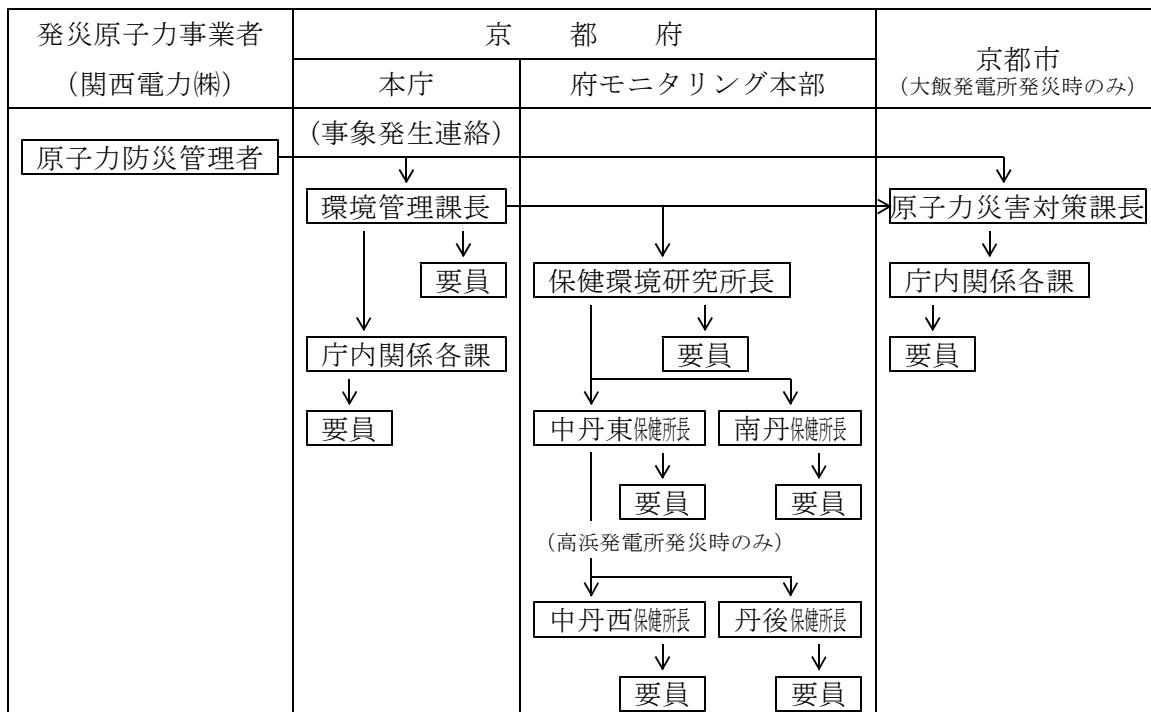
項目	主な内容
固定測定所、簡易型電子線量計による監視強化	環境放射線監視テレメータシステム（A R I S）、緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）により監視を強化 ・簡易型電子線量計の測定を開始（遠隔操作） ・全測定器の正常動作を確認 【測定地点】府全域62地点（P A Z・U P Z圏50地点） 【測定項目】空間線量率、計数率
モニタリングカー（※）による現場確認・測定	所定ルート、固定測定所等に異常がないかを確認。併せて走行サーベイを実施。
可搬型モニタリングポストによる測定	測定不能の固定測定所等のバックアップなど必要に応じて可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率を測定
大気中の放射性物質の濃度の測定準備	大気モニタ、オートサンプルチェンジャー付きヨウ素サンプラー（以下「ヨウ素サンプラ」という。）及びヨウ素採取装置を設置した3測定所（吉坂、塩汲、老富）の起動準備

※一般車両（バンタイプ）で移動し、サーベイメーターにより測定する場合を含む。（以下同）

- ① 固定測定所、簡易型電子線量計による監視強化
原則として情報収集管理グループが速やかに対応する。
- ② モニタリングカーによる現場確認・走行サーベイの指示
 - ・走行サーベイが必要な場合、企画調整グループは本部長の承認を得た後、測定分析グループ又は現地モニタリング拠点にモニタリングカーによる現場確認及び走行サーベイの実施を指示する。
 - ・指示を受けた測定分析グループ又は現地モニタリング拠点は速やかに以下の③及び④を実施し、測定結果を取りまとめて情報収集管理グループに報告する。<様式B-2、B-3>
- (注) 中丹西拠点及び丹後拠点は中丹東現地モニタリング拠点の一部と位置づけられており、両拠点への指示、情報伝達等は府モニタリング本部から中丹東現地モニタリング拠点を経由して行われるべきであるが、緊急時にはやむを得ず他用務に人手を取られるなどの想定外の事態が起こりうること等も考慮し、当面は、府モニタリング本部から直接両拠点へ指示、情報伝達等を行うこととする。
 - ・情報収集管理グループは、気象観測データなど全てのモニタリング結果について、その妥当性を確認した上で取りまとめ、企画調整グループに報告する。<様式B-1>
 - ・企画調整グループは結果を本部長及び京都府原子力災害警戒本部へ報告する。
- ③ モニタリングカーによる現場確認・走行サーベイ
 - ・測定分析グループ又は各拠点のモニタリングカー班は企画調整グループからの指示を受け、モニタリングカー搭載機器・機材を点検後、モニタリングカー出動届を企画調整グループに提出（FAX、メール等）するとともに、あらかじめ定められたルートに急行し、走行ルートが通常どおり確保されているか、固定測定所及び簡易型電子線量計に外観上の異常はないか等について確認するとともに、走行サーベイを実施する。その後、事故の進展等に応じて、企画調整グループの指示に基づき業務を行う。<様式A-4、B-3>
 - ・走行サーベイルート及び測定地点は「II資料編2」「同3」に記載する。
- ④ 可搬型モニタリングポストによる測定
 - ・企画調整グループは測定不能の固定測定所等が確認された場合などにおいて関係拠点に可搬型モニタリングポストの設置を要請する場合がある。<様式B-2>
 - ・原則として測定分析グループ又は各拠点のサーベイ・試料採取班が対応する。
- ⑤ 大気中の放射性物質の濃度の測定準備
原則として情報収集管理グループが遠隔操作により対応する。

(4) 施設敷地緊急事態における放射線モニタリング

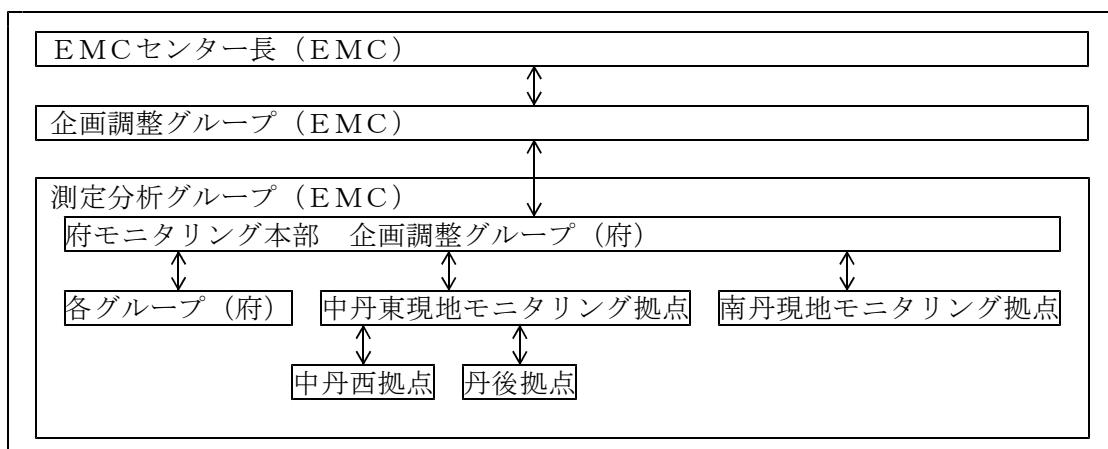
- ① 高浜発電所又は大飯発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事態の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）環境管理課長に対して施設敷地緊急事態該当事象発生のFAX連絡を行う。環境管理課長は次図により各機関に連絡を行う。



- ② 施設敷地緊急事態発生の連絡を受け、国は速やかにオフサイトセンター内にEMC（国の緊急時モニタリングセンター）を設置する。EMCは、事態の進展に応じて原子力規制委員会・内閣府原子力合同事故対策本部チームの放射線班等により随時作成される緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

また、府モニタリング本部はEMC測定分析グループの一員（京都府域のモニタリングを所管する一部門）の位置づけとなり、EMCセンター長からの指示に基づき活動する。

EMCセンター長と府モニタリング本部との連絡系統は次のとおり。



③ 放射線モニタリングの内容

EMCセンター長が示す緊急時モニタリング実施計画に基づき次のモニタリングを実施する。

表6 施設敷地緊急事態における放射線モニタリングの主な内容

項目	主な内容
固定測定所、簡易型電子線量計による監視継続	環境放射線監視テレメータシステム（A R I S）、緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）により監視を継続 【測定地点】府全域 62 地点（P A Z ・ U P Z 圈 50 地点） 【測定項目】空間線量率、計数率
モニタリングカーによる測定	所定ルート及び企画調整グループからの指示に基づく地域の走行サーバイ
可搬型モニタリングポストによる測定	放射性物質の放出に備え、必要と判断された地点の線量を測定 【測定地点】U P Z 圈内で EMC センター長が指示する地点
大気中の放射性物質の濃度の測定	大気モニタ及びヨウ素サンプラーの起動（遠隔操作） 大気モニタによる β 線連続測定を実施。ヨウ素サンプラー設置地点及びヨウ素採取装置を設置した 3 測定所（吉坂、塩汲、老富）で採取した試料を回収し、ゲルマニウム半導体検出器で分析

ア モニタリング実施の指示

- 企画調整グループは、EMCセンター長から示された緊急時モニタリング実施計画やその後の指示について、本部長の承認を得た後、測定分析グループ又は現地モニタリング拠点に対して緊急時モニタリング（以下のイ、ウ、エ）の実施を指示する。
- モニタリング結果については情報収集管理グループが取りまとめ、企画調整グループに報告する。企画調整グループは技術的考察を行い、本部長の承認を得た上で、EMCセンター長及び京都府原子力災害対策本部へ報告する。<様式B-3、B-4、B-5>

イ モニタリングカーによる測定

測定分析グループ又は各拠点のモニタリングカー班は、企画調整グループからの指示を受け、モニタリングカー搭載機器・機材を点検後、モニタリングカー出動届を企画調整グループに提出（FAX、メール等）するとともに、あらかじめ定められた方面（ルート）に急行し、指定された地域の走行サーバイを実施する。その後、事故の進展等に応じて、企画調整グループの指示に基づき測定を行う。

ウ 可搬型モニタリングポストによる測定

- 原則として測定分析グループ又は各拠点のサーバイ・試料採取班が対応する。
- 固定測定所又は簡易型電子線量計を補完するため、企画調整グループが指示する地域に設置する。具体的な設置位置については、必要に応じ関係市町と相談する。

※迅速に対応できるよう事前に設置候補地点の選定を進めておく。

エ 大気中の放射性物質の濃度の測定

- 大気モニタを用いて、大気中放射性物質の β 線を連続測定する。
- ヨウ素サンプラー又は固定測定所 3箇所（吉坂、塩汲、老富）のヨウ素採取装置を用いて大気試料を採取し、ろ紙及び活性炭カートリッジを回収後、府モニタリング本部分析班においてゲルマニウム半導体検出器で放射性ヨウ素濃度を分析する。
- 原則として測定分析グループ又は各拠点のサーバイ・試料採取班が対応する。
- 保健環境研究所（分析機関）への搬入については、まず中継地点（別途決定）まで各拠点が運搬し、中継地点において府モニタリング本部支援班に試料を受け渡す。同班は試料を保健環境研究所へ搬入する。

(5) 全面緊急事態における放射線モニタリング

EMCセンター長が示す緊急時モニタリング実施計画やその後の指示又は原子力規制庁緊急時対応センターチーム放射線班と連携した厚生労働省、農林水産省等関係省庁からの要請に基づき、次のモニタリングを実施する。

表7 全面緊急事態における放射線モニタリングの主な内容

項目	基本的な考え方
固定測定所、簡易型電子線量計による監視継続	環境放射線監視テレメータシステム（A R I S）、緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）により監視を継続 【測定地点】府全域62地点（P A Z・U P Z圏50地点） 【測定項目】空間線量率、計数率
可搬型モニタリングポストによる測定	必要と判断された地点の線量を測定 【測定地点】U P Z圏内でEMCセンター長が指示する地点
モニタリングカーによる測定	○避難等指示が出された場合は、当該地域、避難ルート等のサーベイを行う。 ○空間線量率が $0.5 \mu \text{Sv/h}$ （飲食物に係るスクリーニング基準）を超えるおそれがあると予想される場合は、EMCによる再調査の確認を経て、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定することを目的に走行サーベイする。
サーベイメータによる測定	企画調整グループからの指示に基づく地域のサーベイメータ測定
積算線量の測定	必要に応じTLD素子を交換・回収・測定
大気中の放射性物質の濃度の測定	大気モニタによる β 線連続測定を実施。ヨウ素サンプラ設置地点及びヨウ素採取装置を設置した3測定所（吉坂、塩汲、老富）で採取した試料に加え、線量率の上昇地点において可搬型ヨウ素採取装置又はモニタリングカー搭載の採取装置で採取した試料を回収し、ゲルマニウム半導体検出器で分析
飲食物の分析	飲食物に係るスクリーニング基準（ $0.5 \mu \text{Sv/h}$ ）を超えた地域において飲食物の試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器等で分析 【対象試料】飲料水、野菜、牛乳等
土壤等の分析	土壤等の試料をゲルマニウム半導体検出器で分析 【対象試料】土壤、指標植物、雨水等

※1 迅速に対応できるよう環境試料採取候補地点の選定について事前に検討を進め る。

※2 EMCセンター長が示す緊急時モニタリング実施計画やその後の指示の対象とな った項目以外の測定は要員及び資機材の状況を踏まえた上で、府が必要と認めた場 合に測定を行う。

① モニタリング実施の指示

- 企画調整グループは、EMCセンター長から示された緊急時モニタリング実施計画に基づき、本部長の承認を得た後、測定分析グループ又は現地モニタリング拠点に対して緊急時モニタリングの実施を指示する
- モニタリング結果については情報収集管理グループが取りまとめ、企画調整グループに報告する。企画調整グループは技術的考察を行い、本部長の承認を得た上で、EMCセンター長及び京都府原子力災害対策本部へ報告する。

<様式B-3、B-4、B-5>

② モニタリングカーによる測定

- 測定分析グループ又は各拠点のモニタリングカー班はモニタリングカー搭載機器・機材を点検後、モニタリングカー出動届を企画調整グループに提出（FAX、メール等）するとともに、あらかじめ定められた方面（ルート）に急行し、企画調整グループの指示に基づき、指定された地域の走行サーベイを実施する。

- 放射性物質が環境中に放出されているおそれがあるため、個人線量計の表示値、空間線量率の測定値等に注意を払うなど安全管理に十分配意しつつ、冷静にモニタリングを行う。目安となる管理基準については、6（2）（19ページ）を参照。

③ サーベイメータによる測定

事故の進展等に応じて、企画調整グループの指示に基づき、Na Iシンチレーション式検出器又は電離箱式サーベイメータにより測定する。<様式B-2>

④ 積算線量の測定

- 必要に応じ、測定地点（モニタリングポイント）26箇所からTLD素子を回収し、府モニタリング本部分析班において積算線量を測定する。測定地点は、「II資料編4」に記載。
- 素子の回収については、原則として各拠点のサーベイ・試料採取班が対応する。
- 保健環境研究所（分析機関）への搬入については、まず中継地点（別途決定）まで各拠点が運搬し、中継地点において府モニタリング本部支援班に試料を受け渡す。同班は試料を保健環境研究所へ搬入する。

⑤ 大気中の放射性物質の濃度の測定

- 大気モニタを用いて、大気中放射性物質のβ線を連続測定する。
- ヨウ素サンプラー又は固定測定所3箇所（吉坂、塩汲、老富）のヨウ素採取装置を用いて大気試料を採取し、ろ紙及び活性炭カートリッジを回収後、府モニタリング本部分析班においてゲルマニウム半導体検出器で放射性ヨウ素濃度を分析する。
- 原則として測定分析グループ又は各拠点のサーベイ・試料採取班が対応する。
- 保健環境研究所（分析機関）への搬入については、まず中継地点（別途決定）まで各拠点が運搬し、中継地点において府モニタリング本部支援班に試料を受け渡す。同班は試料を保健環境研究所へ搬入する。

⑥ 可搬型ダスト・ヨウ素エアサンプラー（採取装置）及びモニタリングカーによる試料採取・測定

- 事故の進展等に応じて、可搬型ダスト・ヨウ素エアサンプラー又はモニタリングカー搭載の採取装置を用い、居住地域（避難した地域を除く）及び避難場所や避難中継場所など住民が一時滞在する場所等で大気試料を採取し、ろ紙及び活性炭カートリッジを回収後、モニタリング本部分析班においてゲルマニウム半導体検出器で放射性ヨウ素濃度を分析する。
<様式B-2、B-4>
- 採取については原則として測定分析グループ又は各拠点のサーベイ・試料採取班（ただし、モニタリングカーを用いる場合はモニタリングカー班）が対応することとし、保健環境研究所（分析機関）への搬入については、⑤と同様とする。

⑦ 飲食物の採取、分析

- OIL6（飲食物の摂取を制限する際の基準）に定める基準値への適合状況を確認するため、測定分析グループ又は各拠点のサーベイ・試料採取班は飲食物に係るスクリーニング基準（空間線量率 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ ）を超えた地域において飲食物を採取し、分析ができる機関（隨時調整）においてNa Iシンチレーション式検出器、ゲルマニウム半導体検出器等で放射性物質濃度を測定する。<様式B-5>
- OIL6に基づく防護措置の実施の判断のために実施する測定については、測定に要する時間を、核種ごとに考慮を入れた上で、緊急時モニタリングの結果が必要とされる時期までに緊急時モニタリングの結果を得られるように留意する。
- OIL6基準値は次表のとおり。詳細は「II資料編5」を参照のこと。

表8 飲食物の摂取を制限する際の基準（OIL6）

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg

プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

(注) 野菜類とは根菜、芋類を除く野菜類が対象。

- 分析ができる機関への搬入については、まず中継地点（別途決定）まで各拠点が運搬し、中継地点において府モニタリング本部支援班に試料を受け渡す。同班は試料を分析ができる機関へ搬入する。同班要員は個人被ばく線量計を携行し安全を確保しながら行動する。

ア 水道水

- 測定を行う対象となる地域等については、次のとおり。
 - 分析を行う対象となる水道の選定にあたっては、風向などの気象状況を考慮するとともに、表流水を水源とする水道や利用者の多い水道（上水道）を優先し決定する。
 - 採取地点については、浄水場や配水池等の水道施設を原則とし、水道施設設置者に対し採水及び試料の提供を依頼する。可能であれば浄水に加えて、原水も対象とする。
- なお、具体的な水道水採取地点の選定に当たっては、「Ⅱ資料編 6」を参考にすること。

イ 野菜、牛乳、魚介類等

- 採取する食品の品目、対象地域等については、次のとおり。
- 採取地点の選定にあたっては風向などの気象状況を考慮し決定する。
- 対象となる野菜については、大気中の放射性物質が付着（沈着）し影響が早期に現れる葉菜（ほうれん草、キャベツ、はくさい等）を優先し、入手が困難な場合は指標植物（ヨモギ等）で代替する。
- 検査試料の入手に当たっては、出荷前の品物（圃場にあるものを含む）については生産者又は関係団体に対して、また、出荷後の品物（流通品）については販売者又は関係団体に対して依頼する。
- 検査試料は生産地点の明らかなものとし、1試料につき同一品目で複数個体を用意する。
- 緊急事態発生時に迅速に分析を行うべき対象食品の目安が「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課）別表1に示されているので参考として「Ⅱ資料編 7」に掲載する。
- また、主な農産物の生産地域と出荷時期、府内で水揚げされる主な水産物と漁期等及び緊急時農畜水産物の採取候補地点等を「Ⅱ資料編 8」に記載する。
- 国原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I L（国が定める運用上の介入レベル）の飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（検査計画等のガイドライン）」を取りまとめ、公表する。
- 厚生労働省、農林水産省その他関係省庁から、検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜水産物を含む。）中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請がある。
- ・O I L 6に基づく飲食物中の放射性物質の検査開始前
飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には速やかに、P A Z（予防的防護措置を準備する区域）及びU P Z（緊急防護措置を準備する区域）内にある水源から供給される飲料水の採取・分析を行うこととし、主として汚染されるおそれのある上水道、簡易水道を対象に実施する。
- これら詳細な採取候補地点や優先順位については、集水域や配水系統等、地域の状況を考慮の上、地域毎にあらかじめ定めておく。さらに、水源がある地点の空間

放射線量率が高い場合は、その水源を利用している上水道・簡易水道を対象として重点的に採取・分析を行う。採取候補地点については、放出中はモニタリング要員の安全を確保する観点から蛇口水を、沈着後は浄水場等代表性があり、効率的に採取できる場所を選定することを原則とする。

(8) 土壤等の分析

- ・測定分析グループ又は各拠点のサーベイ・試料採取班は地上に沈着した放射性物質の拡がりの確認とその核種組成の把握のため、EMCセンター長からの指示に基づき、土壤等（陸水、海水、河底土、海底土及び指標生物等）及び降雨があれば降水を採取し分析する。
- ・採取地点等については、事故の内容、規模等に応じて隨時EMCが決定するものと考えられるが、基本的な考え方については次のとおり。
- ・初期対応段階においては、まずOIL2の初期設定値（ $20 \mu\text{Sv}/\text{時}$ ）を超過した空間放射線量率が測定されたモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壤の採取・分析又は測定を速やかに実施する。また、大気中の放射性物質濃度の測定箇所近辺を対象として採取・分析又は測定を行う。<様式B-2、B-5>
- ・分析ができる機関への搬入については、まず中継地点（別途決定）まで各拠点が運搬し、中継地点において府モニタリング本部支援班に試料を受け渡す。同班は試料を分析ができる機関へ搬入する。同班要員は個人被ばく線量計を携行し安全を確保しながら行動する。

※分析ができる機関について

分析ができる機関は「II資料編 9」及び「同10」のとおりであり、EMCセンター長からの指示内容（環境試料の種類や数量等）に応じて企画調整グループにおいて調整を行い、各機関で分担する内容を決定する。

(6) 中期モニタリング

中期モニタリングは、放射線又は放射性物質の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに住民等の被ばく線量を推定する。

※中期モニタリングの在り方については、今後原子力規制委員会において詳細な検討が行われ、原子力災害対策指針において示されることとされている。

(7) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、初期及び中期モニタリングの結果、発災発電所の事故形態及び復旧状況等を踏まえ、計画を策定する。

※復旧期モニタリングの在り方については、今後原子力規制委員会において詳細な検討が行われ、原子力災害対策指針において示されることとされている。

3 緊急時モニタリング用資機材の整備・維持管理

(1) 緊急時モニタリングのための各種情報収集システム

表9 モニタリング結果の収集・伝達・共有のため京都府が整備するシステム一覧

システム名	概 要
京都府環境放射線監視 テレメータ シス テ ム (ARIS)	固定測定所の測定データを収集するシステム ①収集データ 31測定所（府設置29、関西電力(株)設置2）の空間線量率等 ②端末設置場所 保健環境研究所、環境管理課、原子力防災課 ③その他 京都府ホームページからもリアルタイムで空間線量率を確認できる。 ⇒ http://www.aris.pref.kyoto.jp/map_000.php

緊急時モニタリング総合支援システム	モニタリングカー及び可搬型モニタリングポストによる測定データを収集するシステム ①収集データ ・モニタリングカー（4台）による空間線量率 ・可搬型モニタリングポスト（5台）による空間線量率 ②端末設置場所 保健環境研究所
簡易型電子線量計データ収集システム	簡易型電子線量計による測定データを収集するシステム ①収集データ 府域設置の簡易型電子線量計31台による空間線量率 ②サーバ設置場所 保健環境研究所 ※ラミセス端末により閲覧可能
緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）	①固定測定所及び簡易型電子線量計による測定データ、緊急時モニタリング総合支援システムによるモニタリングカー測定データ・可搬型モニタリングポスト測定データを国へ報告するシステム。 緊急時においては原子力規制庁のサーバーによって関係各府県の測定データが統合され、簡易型電子線量計測定データも含め、国がホームページで公表する予定。 ②端末設置場所 保健環境研究所 ※別途、各拠点等に移動端末を配備

(2) 緊急時モニタリングのための各種資機材

資機材の整備状況を「II資料編 15」に示す。また、放射線測定所（モニタリングポスト）の設置状況については次のとおりである。

① 固定測定所

空間線量率を2分間隔（平常時は10分間隔）で連続測定する。なお、PAZ及びUPZ圏にある固定測定所の設置場所等を「II資料編 11」「同12」に記載する。

表10 固定測定所設置状況

設置者	測定能力※注1	固定測定所の名称、所在市町名 等	合計
京都府	高線量計 (NaI(Tl)シンチレーション式及び電離箱式)	大山(舞鶴市)、塩汲(舞鶴市)、日出(伊根町)、 上司(宮津市)、吉坂(舞鶴市)、岡安(舞鶴市)、倉梯 (舞鶴市)、地頭(舞鶴市)、老富(綾部市)、八津合 (綾部市)、上杉(綾部市)、本庄(京丹波町)、島(南 丹市)、盛郷(南丹市)	14
	低線量計 (NaI(Tl)シンチレーション式)	宮津(宮津市)、倉谷(舞鶴市)、美山(南丹市)、峰山 (京丹後市)、綾部(綾部市)、福知山(福知山市)、 園部(南丹市)、亀岡(亀岡市)、久多(京都市)、上京 (京都市)、伏見I、II(京都市)、乙訓(向日市)、宇治 (宇治市)、木津(木津川市)	15
関西電力 (株) ※注2	高線量計 (NaI(Tl)シンチレーション式及び電離箱式)	田井(舞鶴市)、夕潮台(舞鶴市)	2

※注1 具体的な測定範囲は「II資料編 14」に示す。

注2 関西電力(株)が設置する固定測定所では1分間隔で連続測定(平常時は10分間隔)

② 簡易型電子線量計

簡易型電子線量計により空間線量率を2分間隔で連続測定する。なお、簡易型電子線量計の設置場所等は、「II資料編 11」「同 12」に記載する。

表11 簡易型電子線量計設置状況

設置者	測定能力※注1	簡易型電子線量計の名称、所在市町名 等	合計
京都府	高線量計 (半導体式)	いむろ 井室 (以上伊根町: 1) ようろう ひおき ふちゅう すぎのすえ ゆら 養老、日置、府中、杉末、由良 (以上宮津市: 5) おかだ かんざき まるた あいおい いけうち よほろ ちとせ たいら 岡田、神崎、丸田、相生、池内、与保呂、千歳、平、 みはま なりう 生 (以上舞鶴市: 10) むつより いいづみ とくらな ばたけ あさひ あやべ おかやす ほしばら 瞳寄、五泉、十倉名畑、旭、綾部・岡安、星原、 志賀郷 (以上綾部市: 7) ありじしも 有路下 (以上福知山市: 1) おおの みやまに ちい 大野、美山Ⅱ、知井 (以上 南丹市: 3) しもあわの 下粟野 (以上 京丹波町: 1) けいほく ひろがわら くたに 京北、広河原、久多Ⅱ (以上 京都市: 3)	31

※注1 具体的な測定範囲については「II資料編 14」に示す。

4 測定、試料採取の方法

(1) モニタリングカーによる測定、試料採取

- ・走行サーベイは原則として1地点あたり1分間測定を3回実施するが、隨時企画調整グループからの指示に従う。
- ・モニタリングカーに搭載するダスト・ヨウ素採取装置による大気試料の採取に当たっては次表を参考にするとともに、企画調整グループからの指示に従う。

<様式B-3、B-4>

表12 緊急時(多核種検出時)において小型容器(50mm φ × 50mm)を用いたときの測定時間と定量可能レベルの関係(出典:「放射能測定法シリーズ24 緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」文部科学省)

試料名	供試量	131I 定量可能レベル					単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	計測	
大気 ロー・ポリウム	1 m ³	10	6	4	2		

ハイポリウム	10 m ³ 1,000 m ³	1 0.01	0.6 0.006	0.4 0.004	0.2 0.002	B q / m ³
--------	---	-----------	--------------	--------------	--------------	----------------------

試料名	供試量	¹³⁷ Cs 定量可能レベル					単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	計測	
大気	1 m ³	18	10	8	4		B q / m ³
	10 m ³	1.8	1.0	0.8	0.4		
	1,000 m ³	0.018	0.01	0.008	0.004		

※ゲルマニウム半導体検出器の相対効率： 15 %

(2) サーベイメータによる測定

- 地上 1 m 高さにおける空間線量率を測定する。測定方法については企画調整グループからの指示（現場の線量率の程度に応じた適切な測定方法の教示）に従う。
- 測定方法は各サーベイメータのマニュアルによること。 <様式B-2>

(3) 環境試料の採取

- 環境試料は、試料間の汚染を防止するため、1試料採取ごとに新たなビニール手袋を着用し、再使用はしないこと。
- 試料を詰めた容器の口を密封し、容器に試料名、採取場所、日時及び採取者氏名を記入した後、1試料ごと個別のポリ袋に入る。その際、採取者以外の者がポリ袋の口を開き、採取者は袋の内側以外には触れないよう注意する。
- 可能であれば、現地でGMサーベイメータによりポリ袋の表面を測定し、又はキムワイプでポリ袋の表面をふき取った後当該キムワイプを測定し、バックグラウンドレベルであることを確認の上、そのデータを環境試料に添付する。ポリ袋表面等からバックグラウンド値を超える放射能が検出される場合は、さらにもう一重ポリ袋で試料を覆い、再度表面測定等を行う。
- 採取量については事故の内容、規模等に応じてEMCが決定するが、およそその目安として次表を参考とする。

表13 緊急時（多核種検出時）においてマリネリ容器（2リットル）を用いたときの測定時間と定量可能レベルの関係（出典：「放射能測定法シリーズ 24 緊急時ににおけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」文部科学省）

試料名	供試量	¹³¹ I 定量可能レベル					単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	計測	
降水、飲料水、牛乳	2 ℥	18	10	8	4		B q / ℥
葉菜	1 kg	36	20	16	8		B q / kg 生
海藻、魚	2 kg	18	10	8	4		B q / kg 生
海水	2 ℥	18	10	8	4		B q / ℥
土壤	2 kg	18	10	8	4		B q / kg
穀類、肉類、卵	2 kg	18	10	8	4		B q / kg 生

試料名	供試量	¹³⁷ Cs 定量可能レベル					単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	計測	

降水、飲料水、牛乳	2 ℥	40	24	16	6	B q／ℓ
葉菜	1 kg	80	48	32	12	B q／kg生
海藻、魚	2 kg	40	24	16	6	B q／kg生
海水	2 ℥	40	24	16	6	B q／ℓ
土壤	2 kg	40	24	16	6	B q／kg
穀類、肉類、卵	2 kg	40	24	16	6	B q／kg生

※ゲルマニウム半導体検出器の相対効率：15%

表14 緊急時（多核種検出時）において小型容器（50mm φ×50mm）を用いたときの測定時間と定量可能レベルの関係（出典：「放射能測定法シリーズ24 緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」文部科学省）

試料名	供試量	¹³¹ I 定量可能レベル				単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	
降水、飲料水、牛乳	100m ℥	220	140	100	40	B q／ℓ
葉菜	50 g	440	280	200	80	B q／kg生
海藻、魚	100 g	220	140	100	40	B q／kg生
海水	100m ℥	220	140	100	40	B q／ℓ
土壤	100 g	220	140	100	40	B q／kg
穀類、肉類、卵	100 g	220	140	100	40	B q／kg生

試料名	供試量	¹³⁷ Cs 定量可能レベル				単位
		10分間	30分間	1時間	10時間	
降水、飲料水、牛乳	100m ℥	500	300	200	80	B q／ℓ
葉菜	50 g	1000	600	400	160	B q／kg生
海藻、魚	100 g	500	300	200	80	B q／kg生
海水	100m ℥	500	300	200	80	B q／ℓ
土壤	100 g	500	300	200	80	B q／kg
穀類、肉類、卵	100 g	500	300	200	80	B q／kg生

※ゲルマニウム半導体検出器の相対効率：15%

5 モニタリング結果の公表

(1) EMC設置前

府モニタリング本部及び府原子力災害警戒本部においてホームページ等で速やかに公表することとする。

(2) EMC設置後

EMCがその妥当性を確認した上で国が公表する。また、府モニタリング本部及び府原子力災害対策本部においてもEMCが妥当性を確認後、ホームページ等で速やかに公表することとする。

6 被ばく管理及び汚染管理 ※本事項については今後適宜検討を加えることとする。

(1) 被ばく管理方法

- ・対象は全てのモニタリング要員を対象とし、各グループ及び拠点ごとに各々の要員の被ばく線量をとりまとめる。
- ・特にEMC本部及び屋外で活動するモニタリング要員については、各要員へ個人被ばく線量計を配布するとともに、活動後に汚染検査を実施し、その結果を所定様式に記録す

ることにより管理する。

- ・府モニタリング本部においては原則として企画調整グループが対応する。各拠点においては原則として拠点総務班が対応する。<様式C-1、C-2、C-3、C-4>

(2) 被ばく管理線量、撤退線量

① 管理対象

モニタリング要員全員に適用するが、特に現地で活動するモニタリング要員の被ばく管理を重点的に行う。

② 管理基準（目安）

原則として年間1ミリシーベルトを外部被ばく管理線量（線量限度）とするほか、モニタリング要員の放射線防護に係る管理基準（目安）として、撤退線量率=1mSv/hを定める。

※国際放射線防護委員会（ICRP）は、一般の人が平常時に受ける放射線について、自然界からの被ばくや医療での被ばくを除いて年間1mSvを線量限度としている。

※撤退線量率（1mSv/h）を検出した地域における緊急時モニタリング活動は基本的に中止する。なお、当該撤退線量率は初期設定値として定めるが、EMCの判断に基づき随時変更される場合がある。

(3) 被ばく防止対策

放射性物質が検出された場合又はそのおそれがある場合には、下記のとおりモニタリング要員の被ばく防護措置を実施する。

① 防護服等の着用

出動時に防護服、防護マスク等を着用する。

② ヨウ素剤の携行及び服用

放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合、モニタリング要員はヨウ素剤を携行する。なお、ヨウ素剤の服用については、対象者の年齢、副作用、ヨウ素過敏症等の既往歴等に配慮すること。

③ モニタリング要員の汚染検査

EMC又は屋外で活動したモニタリング要員に対して汚染検査を実施する。

特に、放射性ヨウ素が検出された地域で活動したモニタリング要員については、甲状腺被ばく検査も併せて実施する。<様式C-3>

④ 資機材の汚染検査

屋外活動に携行した資機材について、汚染検査を実施する。<様式C-4>

⑤ 汚染が検出された場合の措置

モニタリング要員及び資機材の汚染検査の結果、40,000cpm（ β 線）（1ヶ月後の値：13,000cpm（ β 線））を超えた場合は、除染措置を行う等汚染の拡大防止に努める。

(4) 機器の汚染防止対策

使用する機器の養生、作業の分業化、区域管理の徹底など適切な汚染防止対策を行うとともに、万が一汚染した場合は、速やかに除染を行う。

7 その他

緊急時モニタリングに関する組織のあり方や技術的手法については、今後得られる知見や測定技術の進展等を踏まえて不断の見直しを行い、その実効性を向上させていくことが重要である。

引き続き、国の原子力災害対策指針の改定や原子力防災訓練から得られる知見等を踏まえ、本実施要領の継続的な改定を進めることとする。

II 資料編

1 関係機関等連絡先一覧

機関名	電話	FAX
京都府		
保健環境研究所大気課(府モニタリング本部)	075-621-4165, 4163	075-612-3357
" 庶務課	075-621-4067	075-612-3357
中丹東保健所(中丹東現地モニタリング拠点)	0773-75-1156 地上[衛星]8[7]-843-8114, 8115 (代)0773-75-0805	0773-76-7746
中丹西保健所(")	0773-22-6382, 6383 地上[衛星]8[7]-830-582, 584 地上[衛星]8[7]-830-581, 583 (代)0773-22-5744	0773-22-4350, 0429
丹後保健所(")	0772-62-1361 地上[衛星]8[7]-870-580~583 地上[衛星]8[7]-870-585~588 (代)0772-62-0361	0772-62-4342 0772-62-4368
南丹保健所(南丹現地モニタリング拠点)	0771-62-4754, 4755 地上[衛星]8[7]-810-580~585, 587 (代)0771-62-4751	0771-62-0451 0771-63-0609
乙訓保健所(支援拠点)	075-933-1341 地上[衛星]8[7]-740-582, 584 (代)075-933-1151	075-932-6910
山城北保健所(支援拠点)	0774-21-2913 地上[衛星]8[7]-750-586~589 (代)0774-21-2191	0774-24-6215
山城南保健所(支援拠点)	0774-72-4303 地上[衛星]8[7]-770-583, 584 (代)0774-72-4300	0774-72-8412
中丹広域振興局農林商工部 企画調整室	0773-62-2508, 2743 地上[衛星]8[7]-840-312~318	0773-62-2859
丹後広域振興局農林商工部 企画調整室	0772-62-4315, 4305 地上[衛星]8[7]-870-411~414・421~423	0772-62-4333
南丹広域振興局農林商工部 企画調整室	0771-22-0133, 0371 地上[衛星]8[7]-790-314~318・311~313	0771-21-0118
環境管理課 課長席	075-414-4698	
" 大気担当	075-414-4709, 4711, 4713	075-414-4705, 4710
食の安心・安全推進課 食の安全担当(環境試料:食品)	075-414-5654	075-414-4982
生活衛生課 食品衛生担当(環境試料:食品)	075-414-4757	075-414-4780
公営企画課 水資源・水道担当(環境試料:飲料水)	075-414-5478	075-414-5470
中丹西保健所食肉・試験検査室(検査)	(直)0773-22-6384 地上[衛星]8[7]-830-585, 586 (代)0773-22-5744	0773-22-4350, 0429
農林水産技術センター農林センター(検査)	0771-22-0424	0771-24-4661
建設整備課 施設整備担当(検査)	075-414-5484	075-414-5470
原子力防災課	075-414-4473, 4474	075-414-4477
関西電力(株)		
原子力事業本部	(代)0770-32-3500	
美浜発電所	(代)0770-39-1111	
高浜発電所	(代)0770-76-1221	
大飯発電所	(代)0770-77-1131	
京都支社	(代)075-344-7402	
原子力規制庁		
監視情報課(六本木)	03-5114-2125, 2126	03-5114-2185
高浜原子力規制事務所(高浜オフサイトセンター内)	0770-72-8100	0770-72-8101

機関名	電話	FAX
高浜原子力規制事務所	0770-72-8103	0770-72-8104
敦賀原子力規制事務所	0770-21-1041	0770-21-1042
府内関係市町		
舞鶴市企画管理部危機管理室危機管理・防災課	0773-66-1089	0773-64-7688
〃 市民環境部環境対策室生活環境課	0773-66-1005	0773-66-1015
綾部市総務部総務防災室防災課	0773-42-4222	0773-42-4406
宮津市総務部消防防災課	(直)0772-45-1605 (代)0772-22-2121	0772-25-2119
南丹市総務部総務課	(直)0771-68-0002 (代)0771-68-0001	0771-63-0653
伊根町役場総務課総務係	0772-32-0501	0772-32-1333
京丹波町総務課危機管理室	(直)0771-82-3800 (代)0771-82-0200	0771-82-0446
福知山市総務部危機管理室	0773-24-7503	0773-23-6537
京都市行財政局防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6790
福井県		
安全環境部原子力安全対策課安全対策グループ	(直)0776-20-0314 (代)0776-20-0313	0776-21-6875
〃 原子力環境監視センター	0770-25-6110	0770-21-0693
滋賀県		
防災危機管理局原子力防災室	077-528-3445	077-528-4843
気象観測		
京都地方気象台	075-841-3006	075-823-4302
第八管区舞鶴海上保安部(経ヶ岬灯台の風向・風速)	0773-78-3177	
ARIS		
三菱電機プラントエンジニアリング(株)エンジニアリング本部原子力技術部	【保守専用電話】 078-651-9390	
【詳細別掲】	【休日】 0120-324-274 (ID番号:26107011)	
三菱電機(株) 京滋支店	075-361-6216	075-361-2158
ラミセス(モニタリング情報共有システム)		
公益財団法人 原子力安全技術センター	(直)03-3814-7613 【ラミセスグループ】 (代)03-3814-7600	03-3813-4630
緊急時モニタリング総合支援システム		
(株)日立製作所 ヘルスケア 大阪営業所 【詳細別掲】	06-4861-4877	06-4861-4860
モニタリングポスト(固定測定所) ※高:電離箱、低:NaI		
大山、吉坂、倉梯	高) (株)日立製作所ヘルスケア 低) (株)日立製作所ヘルスケア	06-4861-4877 06-4861-4860
塩汲、岡安、老富	高) 富士電機(株) 低) 富士電機(株)	06-7166-7346 06-7166-7347
日出、上司、地頭、八津合、 上杉、本庄、島、盛郷	高) (株)日立製作所ヘルスケア 低) 応用光研工業(株)	06-4861-4877 06-6394-4168
簡易型電子線量計(テレメータ含む) 【詳細別掲】		
(株)三築ツヅキシステム 大阪支店営業課	06-6396-8051	06-6396-8053
富士電機(株) 放射線システム部技術第五課	06-7166-7346	06-7166-7347
水準調査測定所(UPZ内のNaI=1mポスト)		
NaI機器 : (株)日立製作所 ヘルスケア 大阪営業所	06-4861-4877	06-4861-4860
テレメータ : (株)神鋼エンジニアリング &メンテナンス EN&M事業部	078-882-5271	078-871-3665
太陽光発電		
エヌデック(株) 西日本サービス事業本部大阪支店	06-6227-0355	06-6202-7624
(株)日立システムズ第一営業本部公共営業部第2グループ ※盛郷のみ	050-3163-7806	06-6344-3240
〃 西日本サービス本部西日本ファシリティサービス部	06-6533-9246	06-6533-6190
データ放送		
KBS京都((株)京都放送) 放送技術局情報システム部	075-431-1146	075-417-0815

2 走行サーベイ等ルート

ルート 1

中丹東保健所 —— 東舞鶴市街 —— 大波下 —— 朝来中
 —— 登尾 —— 塩汲峠 —— 塩汲 —— 塩汲峠 —— 杉山 ——
 —— 松尾寺 —— 吉坂 —— 鹿原 —— 金剛院 —— 小倉 ——
 —— 堂 奥 —— 多門院 —— 青葉中学校 —— 中丹東保健所

ルート 2

中丹東保健所 —— 舞鶴市役所前 —— 大波下 —— 中田 ——
 —— 河辺由里 —— 河辺原 —— 栃尾 —— 大山 —— 田井 ——
 —— 水ヶ浦 —— 大山 —— 野原 —— 三浜 —— 中田 ——
 —— 大波下 —— 東舞鶴市街 —— 中丹東保健所

ルート 3

中丹東保健所 —— 上根公民館 —— 上林中学校 —— 綾部市林業者等
 健康管理センター ——
 —— 故屋岡町 岩村 —— 老富会館 —— 矢黒畠 —— 大唐内奥 ——
 —— 小唐内 —— 下迫 —— 市芽野分岐 —— 在中 —— 市芽野奥
 —— 県境 —— 老富会館 —— 中丹東保健所

ルート 4

※括弧内は平常時測定の発着地。
 (中丹東保健所) —— 由良川小学校 —— 上漆原生活改善センター —— 旧岡田中学校
 —— 加佐中学校 —— 綾部総合庁舎 —— 綾部総合運動公園 —— (中丹東保健所)

ルート 5

中丹西保健所 —— 中丹支援学校 —— 福知山市役所大江支所 —— 高津江公民館
 —— 中丹西保健所

ルート 6

丹後保健所 —— 与謝野町役場 —— 与謝の海支援学校 —— 府中小学校
 —— 日置小学校 —— 養老中学校 —— 伊根町役場 —— 伊根中学校
 —— 泊公民館 —— 本庄中学校 —— 丹後保健所

ルート 7

丹後保健所 —— 智恩寺 —— 宮津市役所 —— 栗田中学校
 —— 島陰公民館 —— 丹後由良駅 —— 宮津総合庁舎 —— 上宮津小学校
 —— 丹後保健所

ルート 8

南丹保健所 —— わちグラウンド —— 和知中学校 —— ウッディパルわち
 —— 仏主 —— 大野ダム —— 大野小学校 —— 南丹市美山支所
 —— 南丹保健所

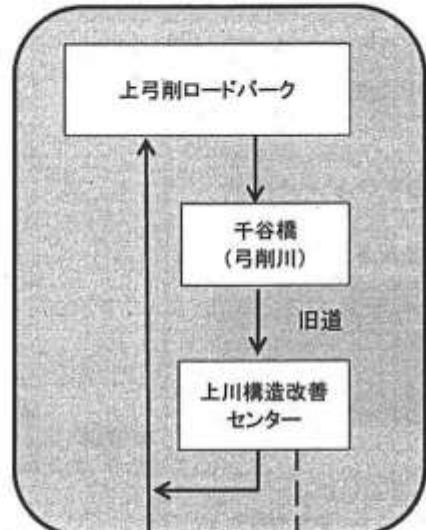
ルート 9

南丹保健所 —— 中風寺 —— 福居 —— 盛郷公民館
 —— 南丹土木事務所美山出張所 —— 知井小学校 —— 南丹保健所

(注) ルート 4 は平常時モニタリングでは中丹東保健所が発着点とされているが、緊急時にルート 4 を担当する中丹西保健所は、これに関わらずルート 5 を通じてアクセスするなどルート 4 のスムーズな走行サーベイ等を行うものとする。

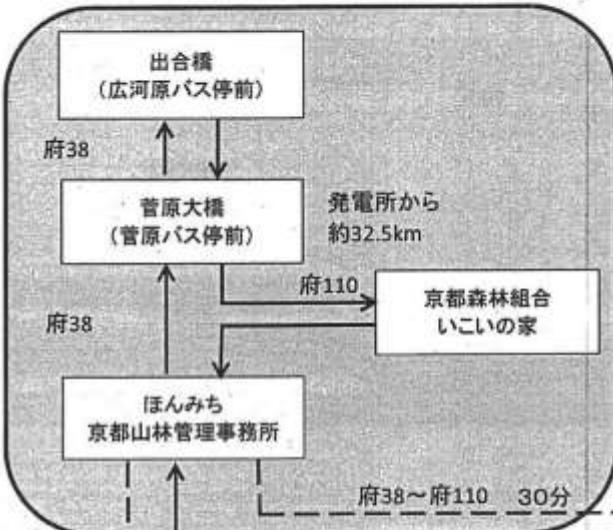
ルート 10

京北上弓削町エリア

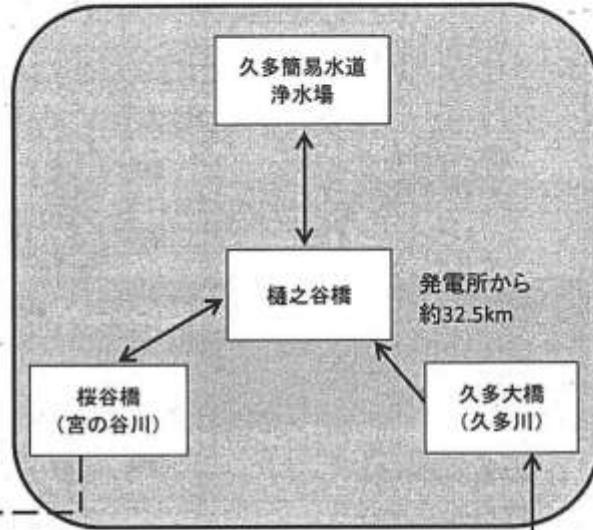


ルート 11

広河原エリア

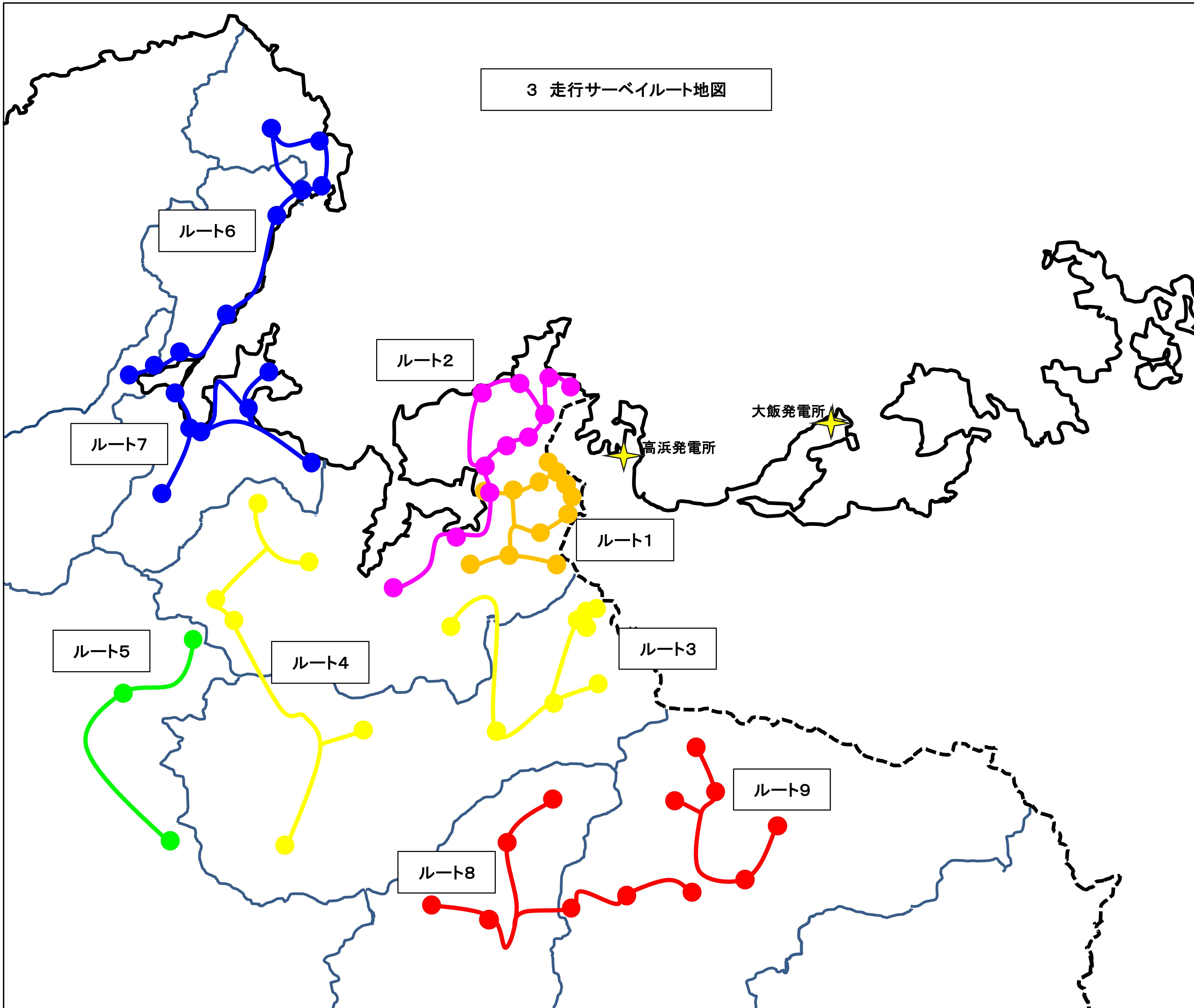


久多エリア



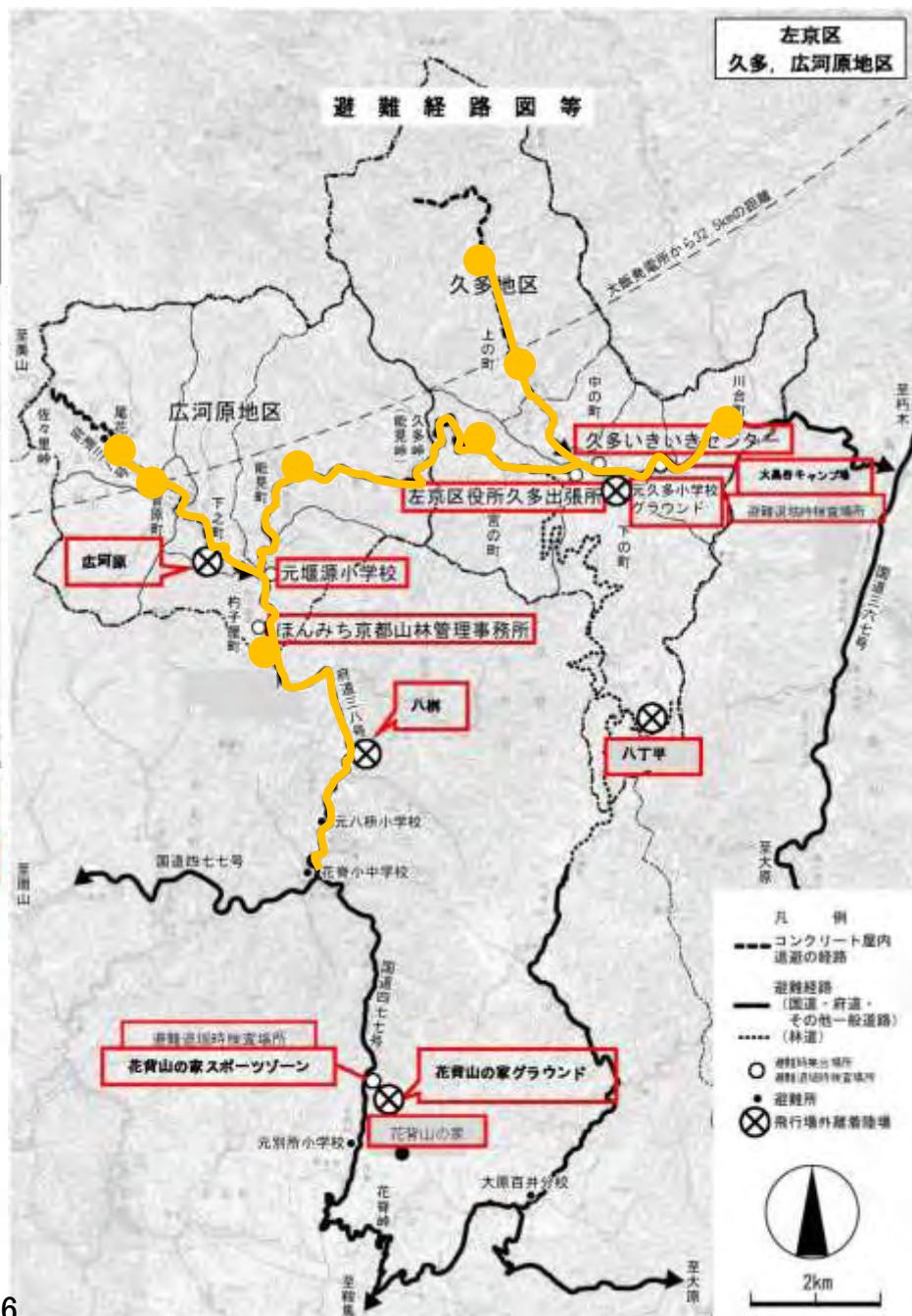
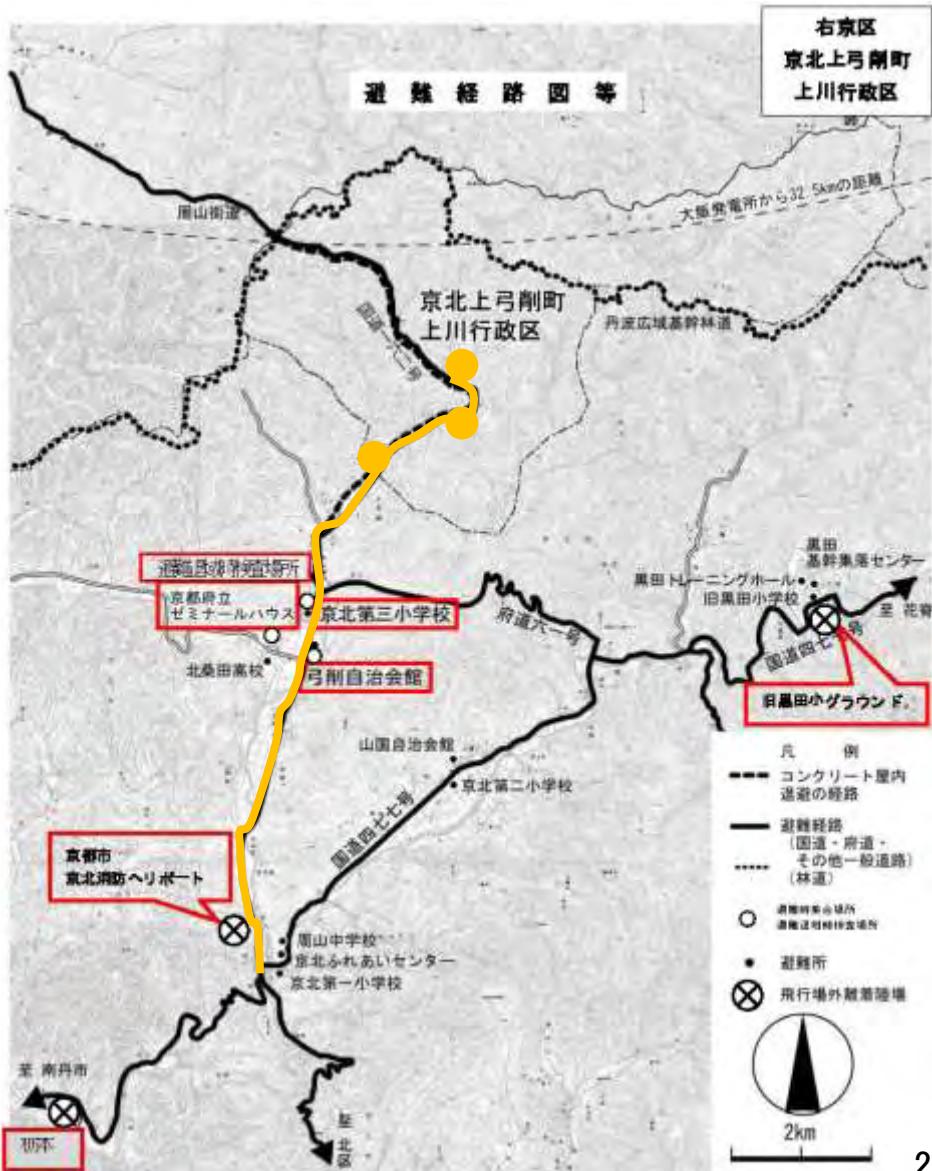
★近辺で給油、充電が可能

は、測定定点。



走行サーベイルート地図(京都市域)

「京都市地域防災計画原子力災害対策編平成29年12月5日京都市防災会議」より改変



4 空間放射線積算線量測定地点

	地点の名称	所在地
1	大山（測定所）	舞鶴市大山中田241の3
2	松尾寺	舞鶴市松尾532
3	吉坂（測定所）	舞鶴市松尾水戸白8の1
4	田井（小学校跡地）	舞鶴市字田井97-2
5	河辺（グラウンド）	舞鶴市河辺由里284の3
6	朝来（小学校）	舞鶴市朝来中545の1
7	金剛院	舞鶴市鹿原575
8	丸山（小学校跡地）	舞鶴市三浜676の1
9	大浦（小学校）	舞鶴市平1583
10	老富（老富会館）	綾部市老富町ヒシリ7-1
11	倉梯（測定所）	舞鶴市行永7
12	夕潮台（公園）	舞鶴市字浜地内
13	城北（中学校）	舞鶴市南田辺128
14	水ヶ浦（駐車場）	舞鶴市水ヶ浦
15	野原（若宮神社）	舞鶴市野原北山45
16	塩汲（測定所）	舞鶴市笹部前田115
17	栎尾（記念碑）	舞鶴市栎尾37
18	室牛（公民館）	舞鶴市室牛
19	杉山（集会所）	舞鶴市杉山430
20	登尾（バス停）	舞鶴市登尾406
21	白屋（公民館）	舞鶴市白屋町7
22	志楽（幼稚園）	舞鶴市田中453
23	泉源寺（智性院）	舞鶴市泉源寺
24	大波下（東舞鶴病院）	舞鶴市大波下村上1026
25	堂奥（公会堂）	舞鶴市堂奥旭2368-1
26	多門院（バス車庫）	舞鶴市多門院

5 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※ ⁶ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷ 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL 1 の基準値を超えた場合、OIL 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

6 緊急時水道水採取候補地点一覧表

水道施設一覧

市町名	区分	事業名	施設名	施設所在地	水源種別	水源所在地	大飯	高浜
京都市	簡易水道	久多	久多浄水場	久多	深井戸	久多上の町	○	
	簡易水道	広河原・花脊	広河原・花脊浄水場	広河原	深井戸	広河原尾花町	○	
	簡易水道	弓削	弓削浄水場	弓削	深井戸、表流水	弓削	○	
福知山市	上水道		UPZ内に取水、浄水施設なし(給水区域のみ)					○
舞鶴市	簡易水道	野原	野原浄水場	野原	浅井戸	野原	○	○
	簡易水道	丸山	三浜浄水場	三浜	表流水	三浜	○	○
	簡易水道	佐波賀	佐波賀浄水場	佐波賀	深井戸	佐波賀	○	○
	簡易水道	大丹生千歳	大丹生浄水場	大丹生	深井戸	大丹生	○	○
	簡易水道	瀬崎	瀬崎浄水場	瀬崎	深井戸	瀬崎	○	○
	簡易水道	岡田下	久田美浄水場	久田美	浅井戸	久田美	○	
	簡易水道	地頭	地頭浄水場	地頭	深井戸	地頭	○	
	簡易水道	岡田由里	岡田由里浄水場	岡田由里	深井戸	岡田由里	○	
	簡易水道	桑飼	桑飼浄水場	桑飼下	深井戸	桑飼下	○	
	簡易水道	岡田中	西方寺浄水場	西方寺	深井戸	西方寺	○	
	簡易水道	岡田下	志高浄水場	久田美	深井戸	久田美	○	
	簡易水道	八戸地	八戸地浄水場	八戸地	浅井戸	八戸地	○	
	簡易水道	丸山	小橋浄水場	小橋	表流水	小橋	○	○
	簡易水道	真倉	真倉浄水場	真倉	浅井戸	真倉	○	
	上水道		上福井浄水場	上福井	表流水	福知山市二箇(由良川)	○	○
	上水道		与保呂浄水場	与保呂	貯水池	与保呂	○	○
	上水道		池内浄水場	布敷	浅井戸	布敷	○	○
	上水道		城屋浄水場	城屋	浅井戸	城屋	○	
	上水道		和江浄水場	和江	浅井戸	和江	○	
綾部市	簡易水道	於与岐	於与岐浄水場	於与岐町	表流水	於与岐町	○	○
	簡易水道	口上林	口上林浄水場	武吉町	浅井戸	武吉町	○	
	簡易水道	小仲	小仲浄水場	故屋岡	表流水	故屋岡	○	○
	簡易水道	上杉(東八田)	東八田浄水場	上杉町	伏流水(浅井戸)	上杉町		○
	簡易水道	畠口	畠口浄水場	五泉町	浅井戸	五泉町	○	○
	簡易水道	上林	上林浄水場	五津合町	浅井戸	五津合町	○	○
宮津市	簡易水道	由良	由良浄水場	由良	深井戸	由良	○	
	簡易水道	府中	府中浄水場	大垣	表流水、深井戸	大垣、中野		○
	簡易水道	国分溝尻	国分溝尻浄水場	国分	表流水、深井戸	国分		○
	簡易水道	日置	日置浄水場	日置	表流水、浅井戸、深井戸	日置		○
	簡易水道	畠	畠浄水場	畠	表流水	畠		○
	簡易水道	下世屋	下世屋浄水場	下世屋	表流水	下世屋		○
	簡易水道	松尾	松尾浄水場	松尾	湧水	松尾		○
	簡易水道	田原	田原浄水場	田原	浅井戸	田原		○
	簡易水道	養老・日ヶ谷	養老・日ヶ谷浄水場	日ヶ谷	表流水	日ヶ谷		○
	簡易水道	波見谷	波見谷浄水場	奥波見	表流水、湧水	奥波見新宮及び同大口		○
	上水道		文珠浄水場	文珠	貯水池	文珠		○
	上水道		滴上浄水場	万年	貯水池	万年		○
	上水道		滝馬浄水場	滝馬	伏流水	喜多		○
	上水道		上宮津浄水場	小田	表流水	小田		○
	上水道		皆原浄水場	皆原	表流水	皆原		○
	上水道		新宮浄水場	新宮	表流水	新宮		○
	上水道		栗田浄水場	上司	伏流水	小寺		○
南丹市	簡易水道	美山中央	川谷浄水場	美山町三塙	表流水	美山町三塙	○	○
	簡易水道	美山中央	音海浄水場	美山町音海	表流水	美山町音海	○	
	簡易水道	美山中央	静原第1浄水場	美山町静原	表流水	美山町静原	○	○
	簡易水道	美山中央	静原第2浄水場	美山町静原	表流水	美山町静原	○	○
	簡易水道	知井	河内谷浄水場	美山町河内谷	表流水	美山町河内谷	○	○
	簡易水道	知井	野添浄水場	美山町野添	表流水	美山町野添	○	○
	簡易水道	知井	又林浄水場	美山町又林	表流水	美山町又林		○
	簡易水道	知井	内久保浄水場	美山町内久保	表流水	美山町内久保	○	○
	簡易水道	鶴ヶ岡	洞谷浄水場	美山町鶴ヶ丘	表流水	美山町鶴ヶ丘	○	○
	簡易水道	鶴ヶ岡	見館谷浄水場	美山町鶴ヶ丘	表流水	美山町鶴ヶ丘	○	○
	飲料水供給施設	芦生	芦生浄水場	美山町芦生	表流水	美山町芦生	○	○
	飲料水供給施設	佐々里	佐々里浄水場	美山町佐々里	表流水	美山町佐々里	○	
京丹波町	上水道		和知中央浄水場	下乙見	伏流水(浅井戸)	下乙見		○
	上水道		北部浄水場	仏主	表流水	仏主	○	○
	上水道		広瀬浄水場	広瀬	表流水	広瀬		○
	上水道		上谷浄水場	才原	表流水	才原		○
伊根町	簡易水道	伊根中央	朝妻浄水場	六万部	表流水	六万部		○

浄水場の数 = 28 77

※ 簡易水道については、厚生労働省健康局水道課「全国簡易水道統計(平成25年度)」に記載の事業及び水源記載について、各市町の地域防災計画(原子力災害に係るもの)のUPZ情報をもとに、府で把握している認可情報(浄水場名)及び電子版水道地図の情報(所在地)を反映させている。

※ 舞鶴市上水道については、同市HPに掲載の浄水場から、綾部市上水道については、綾部市水道事業ビジョンに掲載の浄水場から、宮津市上水道については、水道台帳に記載の浄水場から、各市町の地域防災計画(原子力災害に係るもの)のUPZ情報をもとに対象となる浄水場を抽出し、電子版水道地図の情報(所在地)を反映させている。

※ 京都市内については、京都市環境放射線モニタリング計画の対象浄水場を記載している。

7 緊急事態発生時に迅速に分析を行うべき対象食品の目安

別表1 第1段階モニタリングの主な対象食品.

食 品 群		品 目
大 分 類	小 分 類	
穀 類	米 類	
	その他の穀類	
果 実 類		柑 橘 類 り ん ご そ の 他
野 菜	葉 菜	ほうれん草 キャベツ はくさい 葉菜つけもの
	果 花 菜	きゅうり ト マ ト ピーマン
		その他の野菜
海 草 類		
魚 介 類	生 魚	
	魚介(生干し、乾物)	
	その他の加工品	
乳 類		牛 乳 その他の乳製品
(その他)	い も 類	
	豆 類	
	きのこ類	
	肉 類	
	卵 類	
	種 実 類	
	砂 糖 類	
	菓 子 類	
	油 脂 類	
	調味嗜好飲料	
	その他の食品	

(出典: 平成12年度厚生科学特別研究「原子力施設の事故等緊急時における食品中の放射能の測定と安全性評価に関する研究」)

8 緊急時農畜水産物採取候補地点等

I 緊急時農畜水産物採取候補・調達先一覧表

(1) 農産物調達先

農産物調達先一覧

本部	京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部
丹後	J A京都
中丹	J A京都、J A京都にのくに
南丹	J A京都
京都市	J A京都、J A京都中央

(2) 水産物調達先

水産物調達先一覧（高浜・大飯原発）

本部	京都府漁業協同組合（府漁協） 京都府内水面漁業協同組合連合会
丹後	【宮津市】 府漁協宮津支所、府漁協養老支所
	【伊根町】 府漁協伊根支所、府漁協浦島支所
	【京丹後市】 府漁協丹後支所、府漁協網野支所、府漁協湊支所、上宇川漁協、 野間漁協
中丹	【舞鶴市】 府漁協大浦支所、府漁協舞鶴支所
	【福知山市】 由良川漁協
	【綾部市】 上林漁協
南丹	【南丹市】 美山漁協、大堰川漁協
	【京丹波町】 和知川漁協

京都市

【京都市】

上桂川漁協（流域に南丹市を含む）、久多漁協

(3) 原乳採取候補農場数

(高浜原発)

距離	採取候補地点		
10 km圏内	該当なし		
10～30 km	舞鶴市	6	農場
	綾部市	4	農場
	南丹市	3	農場
30 km圏外	綾部市	6	農場
	亀岡市	3	農場
	京丹後市	5	農場
	京丹波町	10	農場
	南丹市	11	農場
	福知山市	2	農場

(大飯原発)

距離	採取候補地点		
10 km圏内	該当なし		
10～32.5 km	舞鶴市	4	農場
	綾部市	2	農場
	南丹市	3	農場
32.5 km圏外	舞鶴市	2	農場
	綾部市	8	農場
	亀岡市	3	農場
	京丹後市	5	農場
	京丹波町	10	農場
	南丹市	11	農場
	福知山市	2	農場

II 農水産物生産地及び収穫期

(1) 主な農産物の生産地域と出荷時期

(高浜原発)

品 目	主たる出荷時期	生産地域
米	9月～10月	京丹後市、与謝野町、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
黒大豆 小豆	11月～ 1月	京丹後市、宮津市、与謝野町、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
茶	5月～ 7月	京丹後市、綾部市
紫芋 (京夏芋含む)	8月～10月	京丹後市、宮津市、与謝野町、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
京みず菜	1年中	京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
九条ねぎ	1年中	京丹後市、伊根町、与謝野町、南丹市
花菜	11月～12月	福知山市
ほうれんそう	1年中	京丹波町
キャベツ	11月～12月	京丹後市、与謝野町
ハクサイ	11月～12月	京丹後市
ナス	6月～10月	京丹後市、与謝野町、綾部市、南丹市
トマト	5月～11月	京丹後市、与謝野町
トウガラシ	6月～10月	京丹後市、伊根町、福知山市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
キュウリ	6月～10月	与謝野町、福知山市、南丹市
ダイコン	10月～ 1月	京丹後市
エビイモ	11月～ 1月	京丹後市、福知山市、舞鶴市、綾部市
ナシ	8月～11月	京丹後市
くり	9月～10月	福知山市、綾部市、京丹波町
しいたけ	9月～ 4月	与謝野町、福知山市、舞鶴市、南丹市、京丹波町

(大飯原発)

品 目	主たる出荷時期	生産地域
米	9月～10月	南丹市、京丹波町、京都市
黒大豆 小豆	11月～1月	舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、 京都市
茶	5月～7月	京丹後市、綾部市
紫ずきん (京夏ずきん含む)	8月～10月	舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、 京都市
京みず菜	1年中	舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
九条ねぎ	1年中	南丹市
ほうれんそう	1年中	京丹波町
ナス	6月～10月	綾部市、南丹市
トウガラシ	6月～10月	舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、 京都市
キュウリ	6月～10月	南丹市
コカブ	9月～3月	京都市
エビイモ	11月～1月	舞鶴市、綾部市、京丹波町
くり	9月～10月	綾部市、京丹波町
しいたけ	9月～4月	舞鶴市、南丹市、京丹波町、京都市

(2) 府内で水揚げされる主な水産物と漁期

	品 目	水揚時期	水 揚 先 等
海 産	マアジ	3月～11月	府内全漁港
	サワラ	1月～12月	府内全漁港
	スルメイカ	4月～10月	府内全漁港
	ブリ	5月～3月	府内全漁港
	ズワイガニ	11月～3月	舞鶴漁港、間人漁港、浅茂川漁港
	アカガレイ	11月～5月	舞鶴漁港、間人漁港、浅茂川漁港
	マダイ(養殖)	1年中	伊根漁港
	ブリ(養殖)	1年中	伊根漁港
淡 水 産	アユ	6月～10月	宇川、由良川水系、桂川水系
	マス類(アマゴ、 ヤマメ、ニジマス)	3月～9月	宇川、由良川水系、桂川水系
	フナ・コイ類	フナ：6月～3月 コイ：6月～4月	筒川、離湖、由良川水系、桂川水系

III 緊急時原乳採取農場候補地点一覧表

住 所	緯 度	経 度	高浜原発		大飯原発		
			距離 (km)	方位	距離 (km)	方位	
綾部市	位田町	35.33	135.24	32.17	SW	44.44	SW
	位田町	35.33	135.24	32.17	SW	44.44	SW
	位田町	35.32	135.23	33.58	SW	45.81	SW
	位田町	35.32	135.24	32.91	SW	45.04	SW
	五津合町	35.38	135.42	17.56	SW	27.90	SW
	小畠町	35.35	135.19	34.42	SW	47.32	SW
	佃町	35.33	135.37	24.60	SW	34.98	SW
	八津合町	35.36	135.4	20.36	SW	30.73	SW
	武吉町	35.32	135.35	26.49	SW	37.07	SW
	物部町	35.35	135.23	31.46	SW	44.11	SW
亀岡市	旭町	35.07	135.56	49.49	S	52.07	SW
	千歳町	35.05	135.57	52.69	S	54.87	SW
	馬路町	35.05	135.55	51.58	S	54.27	SW
京丹後市	久美浜町	35.62	134.92	54.17	NW	67.26	NW
	網野町	35.7	135.05	45.74	NW	57.64	NW
	網野町	35.65	135.01	47.09	NW	59.75	NW
	網野町	35.63	134.99	48.23	NW	61.14	NW
	弥栄町	35.66	135.09	40.64	NW	52.94	NW
京丹波町	下山	35.20	135.44	35.83	S	42.22	SW
	下山	35.20	135.44	35.56	S	41.96	SW
	下山	35.20	135.44	35.55	S	41.97	SW
	下山	35.20	135.44	35.45	S	41.93	SW
	下山	35.20	135.43	35.57	S	42.32	SW
	蒲生	35.17	135.42	38.77	S	45.44	SW
	富田	35.17	135.41	38.98	S	45.82	SW
	富田	35.18	135.41	38.59	S	45.46	SW
	和田	35.18	135.36	39.51	SW	47.51	SW
	和田	35.18	135.37	39.28	SW	47.19	SW
南丹市	園部町	35.05	135.45	51.65	S	56.66	SW
	日吉町	35.19	135.48	36.80	S	41.95	S
	日吉町	35.20	135.44	36.03	S	42.30	SW
	日吉町	35.20	135.45	35.91	S	42.03	SW
	八木町	35.10	135.51	46.74	S	50.59	SW

	八木町	35.07	135.53	49.29	S	52.40	SW
	八木町	35.07	135.53	49.71	S	52.84	SW
	八木町	35.09	135.53	47.94	S	51.23	SW
	八木町	35.08	135.53	48.24	S	51.55	SW
	八木町	35.08	135.55	48.21	S	51.07	SW
	八木町	35.09	135.55	47.80	S	50.58	SW
	美山町	35.32	135.65	25.82	SE	24.37	SE
	美山町	35.28	135.52	26.51	S	31.03	SW
	美山町	35.28	135.52	26.66	S	31.18	SW
舞鶴市	河原	35.46	135.23	25.92	SW	39.68	SW
	多祢寺	35.53	135.38	11.41	W	25.05	W
	多祢寺	35.53	135.38	11.41	W	25.05	W
	多祢寺	35.53	135.38	11.41	W	25.05	W
	多祢寺	35.53	135.38	11.41	W	25.05	W
	滝ヶ宇呂	35.46	135.2	28.55	SW	42.33	SW
福知山市	大江町	35.38	135.15	35.91	SW	49.28	SW
	梅谷	35.32	135.02	49.45	SW	62.74	SW

※ [高浜] 色がついている農場は 10 km ~ 30.0 km 圏内

※ [大飯] 色がついている農場は 10 km ~ 32.5 km 圏内

9 核種分析ができる機関一覧

機関名		所在地・連絡先	測定機器	台数	測定できる核種	大飯	高浜
京都市	京都市衛生環境研究所	京都市中京区壬生東高田町1-20 (電話)075-312-4942	ゲルマニウム半導体検出器	1	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	
	京都市上下水道局技術監理室水質管理センター	京都市東山区粟田口華頂町3 (電話)075-771-5380	ゲルマニウム半導体検出器	1	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	
京都府	中丹西保健所 食肉・試験検査室 食肉検査担当 (健康福祉部)	福知山市篠尾新町1丁目91 (電話)0773-22-6384	NaIシンチレーション検出器 (注)	1	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	○
	農林水産技術センター 農林センター (農林水産部)	亀岡市余部町和久成9 (電話)0771-22-0424	NaIシンチレーション検出器	1	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	○
	保健環境研究所 (健康福祉部)	京都市伏見区村上町395 (電話)075-621-4067	ゲルマニウム半導体検出器	4	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	○
	京都府営水道事務所 水質管理センター (環境部)	木津川市吐師医王寺 (電話)0774-72-5323	NaIシンチレーション検出器	1	放射性ヨウ素、放射性セシウム	○	○
民間団体	公益財団法人 日本分析センター	千葉市稻毛区山王町295-3 (電話)043-423-5325	各種		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種、ウラン	○	○

(注)放射性ヨウ素、放射性セシウム(134及び137)を同時測定可能。また、検査員4人の場合、1時間当たり2検体の測定が可能。

10 食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関

(2015年2月24日現在)

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター Sapporo Central Wholesale Market Foods Hygiene Laboratory	札幌市中央区北12条西20-1-10力ナシメ冷蔵・2階	011-618-2263	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikensa.com/
(一財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター Hokkaido Pharmaceutical Association Public Health Examination Center	札幌市豊平区平岸1条8-6-6	011-824-1348	北海道 Hokkaidou	(検査機関名と同じ)	http://www.douyakken.or.jp
(社)青森県薬剤師会衛生検査センター Aomori Pharmaceutical Association	青森市大字野木字山口164-43	017-762-3620	青森Aomori	衛生検査センター	http://www.aoyaku.or.jp/eisei/
(社)岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12	019-622-2467	岩手Iwate	(社)岩手県薬剤師会会営 岩手県医薬品衛生検査センター	http://www.iwayaku.or.jp
(財)宮城県公衆衛生協会 Public health Society of Miyagi Prefecture	仙台市泉区松森字堤下7番地の1	022-771-4722	宮城Miyagi	(検査機関名と同じ)	http://www.eiseikyokai.or.jp
(一財)山形県理化学分析センター Research Laboratory of Science,Yamagata prefecture	山形市松栄1丁目6番68号	023-645-5308	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www2.ocn.ne.jp/~rikagaku/
日本環境科学株式会社 Japan Environment Science	山形市高木6番地	023-644-6900	山形Yamagata	(検査機関名と同じ)	http://www.iesc-v.jp
日本エコテック(株) Japan Ecotech Co., Ltd.	中央区日本橋1-2-5栄太樓ビル8階	03-3274-3667	福島Fukushima	福島分析センター	http://www.ecotech.co.jp
(公財)福島県保健衛生協会 Fukushima Preservative Service Association of health	福島市方木田字水戸内19-6	024-546-0391	福島Fukushima	(検査機関名と同じ)	http://www.fhk.or.jp/
(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター Public Health Research Center of Ibaraki Pharmaceutical Association	水戸市笠原町978-47	029-306-9086	茨城Ibaraki	(検査機関名と同じ)	http://www.ibaraki-kensa.or.jp
(社)埼玉県食品衛生協会 Saitama Food Hygiene Association Research Laboratories	さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-649-5331	埼玉Saitama	(社)埼玉県食品衛生協会 検査センター	http://www.sfharl.or.jp
(財)千葉県薬剤師会検査センター Research Center of Chiba Pharmaceutical Association	千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-5828	千葉Chiba	(検査機関名と同じ)	http://www.chiba-kensacenter.or.jp/
(一財)千葉県環境財団 General Incorporated Foundation Chiba Prefectural Environment Foundation	千葉市中央区中央港1丁目11番1号	043-246-2078	千葉Chiba	(検査機関名と同じ)	http://ckz.jp/
(財)日本食品分析センター Japan Food Research Laboratories	渋谷区元代々木町52番1号	03-3469-7131	東京Tokyo 東京Tokyo 大阪Osaka	東京本部(受付窓口) 多摩研究所(検査実施機関) 彩都研究所(検査実施機関)	http://www.jfri.or.jp/
(財)食品環境検査協会 Japan Inspection Association of Food and Food Industry Environment	中央区京橋3丁目7番4号	03-3535-4351	東京Tokyo 神奈川Kanagawa	東京事業所(受付窓口) 横浜事業所(検査実施機関)	http://www.jiafe.or.jp/
(財)日本冷凍食品検査協会 Japan Frozen Foods Inspection Corporation	港区芝大門2丁目4番6号	03-3438-1411	東京Tokyo 兵庫Hyogo	東京検査所(受付窓口) 関西事業所(検査実施機関)	http://www.iffic.or.jp/
(社)日本食品衛生協会 Japan Food Hygienen Association	渋谷区神宮前2丁目6番1号	03-3403-2111	東京Tokyo	食品衛生研究所	http://www.n-shokuei.jp/
(財)日本乳業技術協会 Japan Dairy Technical Association	千代田区九段北1丁目14番19号	03-3264-1921	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.jdta.or.jp/
(一財)日本穀物検定協会 Japan Grain Inspection Association	中央区日本橋兜町15-6	03-3668-0911	東京Tokyo	東京分析センター	http://www.kokken.or.jp/inspect07.html
(財)東京顕微鏡院 Tokyo Kenbikyoin Foundation	千代田区九段南4-8-32	03-3663-9681	東京Tokyo	(検査機関名と同じ)	http://www.kenko-kenbi.or.jp/
(株)分析センター Analysis Center Co., Ltd	千代田区三崎町3-4-9	03-3265-1726	東京Tokyo	第一技術研究所	http://www.analysis.co.jp/
(一財)新日本検定協会 Shin Nihon Kentei Kyokai	港区高輪3丁目25番23号	03-3449-2611	神奈川Kanagawa	SK横浜分析センター	http://www.shinken.or.jp/
(一社)日本海事検定協会 Nippon Kaiji Kentei Kyokai	中央区八丁堀1丁目9番7号	03-3552-1241	神奈川Kanagawa	食品衛生分析センター	http://www.nkk.or.jp/
(社)日本油料検定協会 Nippon Yuryo Kentei Kyokai	神戸市東灘区御影塚町1-2-15	078-841-4990	神奈川Kanagawa	分析技術センター	http://www.nvkk.or.jp/
ユーロフィン・フードアンドプロダクト・テスティング(株) Eurofins Food & Product Testing Japan K.K.	横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号	045-330-3004	神奈川Kanagawa	(検査機関名と同じ)	http://food.eurofins.co.jp/

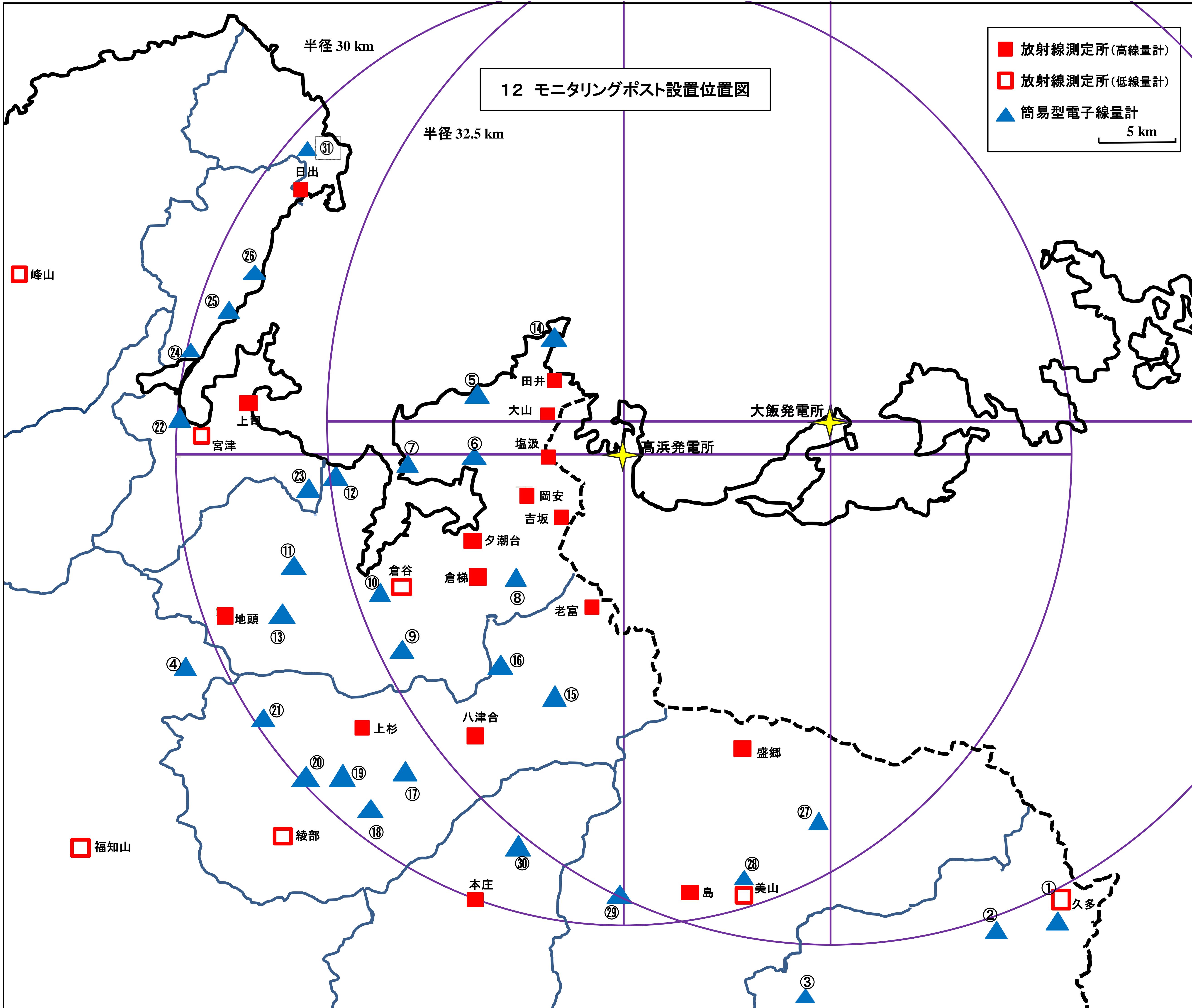
食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関

検査機関 registered Laboratory			事業所 establishment		備考 remarks column
検査機関の名称 name	検査機関の所在地 address	代表電話番号 phone number	都道府県 prefecture	製品検査を行う事業所の名称 name	
(一財)新潟県環境衛生研究所 Environmental Science Research, Niigata	燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.kanken-net.or.jp/
(社)新潟県環境衛生中央研究所 Niigata Environment Hygiene Central Laboratory Co.	長岡市新産2丁目12番7	0258-46-7151	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nehcl.or.jp/
(一財)新潟県環境分析センター Environmental Analysis Center of Niigata Prefecture	新潟市江南区祖父興野53番地1	025-284-6500	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.nkbc.jp/nkbcweb/
(一財)上越環境科学センター Joetsu Environmental Science Center.	上越市下門前1666	025-543-7664	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.jo-kan.or.jp
(社)県央研究所 kenoh Laboratory	燕市小高6014番地	0256-46-8311	新潟Niigata	(検査機関名と同じ)	http://www.kenoh-labo.or.jp/
(一財)石川県予防医学協会 Ishikawa Health Service Association	金沢市神野町東115番地	076-269-2344	石川Ishikawa	(検査機関名と同じ)	http://www.vobouigaku.ip/
(株)北陸環境科学研究所 Hokuriku Institute of Environmental Science. Co., Ltd.	福井市光陽4-4-27	0776-22-2771	福井Fukui	(検査機関名と同じ)	http://www.hokukanken.jp
(株)静環検査センター SEIKAN Co., Ltd	藤枝市高柳2310番地	054-634-1000	静岡Shizuoka	本社環境研究所	http://www.seikankensa.co.jp/
(社)愛知県薬剤師会 Aichi Pharmaceutical Association	名古屋市中区丸の内2-3-1	052-683-1131	愛知Aichi	生活科学センター	http://www.apha.jp/
(株)環境科学研究所 Environmental Science Laboratory	名古屋市北区若鶴町152番地	052-902-4456	愛知Aichi	(検査機関名と同じ)	http://www.kankyoukagaku.com/
(株)東海分析化学研究所 Tokai Analytical Chemistry Laboratory	豊川市御津町赤根下川50番地	0533-75-2250	愛知Aichi	蒲郡研究所	http://www.tb-labo.co.jp
(一財)食品分析開発センター SUNATEC Food Analysis Technology Center SUNATEC.	四日市市赤堀2丁目3番29号	059-354-1552	三重Mie	(検査機関名と同じ)	http://www.mac.or.jp/
(株)日吉 Hiyoshi Ecological Service	近江八幡市北之庄町908番地	0748-32-5001	滋賀Shiga	(検査機関名と同じ)	http://www.hiyoshi-es.co.jp
(株)島津テクノリサーチ Shimadzu Techno-Research	京都市中京区西ノ京三条坊町2番地の13	075-811-3181	京都Kyoto	本社事業所	http://www.shimadzu-techno.co.jp/
いであ(株) IDEA Consultants, Inc.	世田谷区駒沢三丁目15番1号	03-4544-7600	大阪Osaka	いであ株式会社 食品分析センター	http://ideacon.jp
(株)日本食品エコロジー研究所 Japan Institute of Foods Ecology	神戸市中央区小野浜町1番9号	078-321-2311	兵庫Hyogo	(検査機関名と同じ)	http://iife.co.jp/
(一社)全日検 All Nippon Checkers Corporation	港区海岸3-1-8	03-5765-2113	兵庫Hyogo	全日検理化学分析センター	http://www.ancc.or.jp
(株)エフイーエーシー 【旧:(株)環境分析センター】 F.E.A.C. Co.,Ltd.	出雲市湖陵町板津1番地	0853-43-3638	島根Shimane	(検査機関名と同じ)	http://feac-c.com/
(公財)島根県環境保健公社 Shimane Environment & Health Public Corporation	松江市古志原1丁目4番6号	0852-24-0013	島根Shimane	(検査機関名と同じ)	http://www.kanhokou.or.jp/
(株)日本総合科学 Nippon Total Science, INC.	福山市箕島町南丘399-46	084-981-0181	広島Hiroshima	(検査機関名と同じ)	http://www.ntsc.co.jp
(株)キューサイ分析研究所 QSAI Analysis and Research Center Co., Ltd.	宗像市王丸411-1	0940-37-8070	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.nouyaku-bunseki.net/housvasei.html
(公財)北九州生活科学センター Kitakyushu Life Science Center	北九州市戸畠区中原新町1-4	093-881-8282	福岡Fukuoka	(検査機関名と同じ)	http://www.klsc.or.jp/
(社)長崎県食品衛生協会 食品環境検査センター Nagasaki Food Hygiene Association	西彼杵郡長与町高田郷3640-3	095-883-6830	長崎Nagasaki	(検査機関名と同じ)	http://www.nsek.or.jp
(公社)大分県薬剤師会検査センター Oita Pharmaceutical Association	大分市大字豊饒字光屋441-1	097-544-4400	大分Oita	(検査機関名と同じ)	http://www.oitakensa.jp/
(株)沖縄環境保全研究所 Okinawa Kankyo Hozen Kenkyusho	沖縄県うるま市宇州崎7-11	098-934-7020	沖縄Okinawa	(検査機関名と同じ)	http://www.okhk.co.jp

※ 検査の詳細については、各検査機関にお問い合わせください。

11 高浜・大飯発電所に係るUPZ圏モニタリングポスト一覧

測定所等種類	地図中の番号	名称	読み	所在地	緯度(北緯)			経度(東経)			高浜発電所からの距離、方位		大飯発電所からの距離、方位	
					(度)	(分)	(秒)	(度)	(分)	(秒)	距離(km)	方位	距離(km)	方位
簡易型電子線量計	①	久多Ⅱ	くた・に	京都市左京区久多宮の町192-1(元久多小学校)	35	15	48	135	49	26	40.8	南東	34.6	南南東
	②	広河原	ひろがわら	京都市左京区広河原能見町87(元堰源小学校)	35	14	58	135	46	0	38.5	南東	34.1	南南東
	③	京北	けいほく	京都市右京区京北上弓削町弾正27(京北第三小学校)	35	12	9	135	38	23	37.6	南南東	37.8	南
	④	有路下	ありじしも	福知山市大江町二箇1197(有路下体育館)	35	24	23	135	11	36	31.1	西南西	44.3	西南西
	⑤	三浜	みはま	舞鶴市三浜676-1(旧丸山小学校)	35	33	34	135	23	57	10.5	西北西	23.1	西
	⑥	平	たいら	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)	35	31	3	135	23	30	10.4	西	23.8	西
	⑦	千歳	ちとせ	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)	35	30	53	135	20	39	14.7	西	28.2	西
	⑧	与保呂	よほろ	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)	35	26	55	135	24	60	11.5	南西	23.8	西南西
	⑨	池内	いけうち	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)	35	24	38	135	20	23	19.5	南西	31.9	西南西
	⑩	相生	あいおい	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)	35	27	0	135	19	57	17.7	西南西	30.7	西南西
	⑪	丸田	まるた	舞鶴市丸田(由良川小学校前消防用地)	35	27	35	135	16	22	22.2	西南西	35.7	西南西
	⑫	神崎	かんざき	舞鶴市字西神崎257(旧神崎小学校)	35	30	38	135	17	49	19.0	西	32.5	西
	⑬	岡田	おかだ	舞鶴市字久田美930番地(岡田小学校)	35	25	40	135	15	23	24.9	西南西	38.1	西南西
	⑭	成生	なりう	舞鶴市字成生36-2(成生漁村センター)	35	34	45	135	26	53	8.2	北西	18.9	西北西
	⑮	睦寄	むつより	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター)	35	22	54	135	27	6	16.4	南南西	25.5	南西
	⑯	五泉	いいずみ	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘)	35	23	55	135	24	52	16.1	南南西	26.9	南西
	⑰	十倉名畑	とくらなばたけ	綾部市十倉名畑町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里)	35	20	10	135	20	51	25.2	南西	35.9	南西
	⑱	旭	あさひ	綾部市橋上町千原(市道橋上旧府道線敷)	35	19	11	135	19	8	28.2	南西	39.1	南西
	⑲	綾部・岡安	あやべ・おかやす	綾部市岡安町助ヶ鼻16番1(農村婦人の家下駐車場)	35	20	13	135	17	37	28.2	南西	39.8	南西
	⑳	星原	ほしばら	綾部市星原町堂前32番(ほ場整備の余地)	35	20	10	135	16	4	29.9	南西	41.8	西南西
	㉑	志賀郷	しがさと	綾部市志賀郷町丁田8番(志賀小学校)	35	22	16	135	14	28	29.3	南西	41.9	西南西
	㉒	杉末	すぎのすえ	宮津市字万年(杉末会館駐車場)	35	32	46	135	11	12	29.0	西	42.3	西
	㉓	由良	ゆら	宮津市字石浦(もみじ公園下)	35	30	13	135	17	1	20.2	西	33.7	西
	㉔	府中	ふちゅう	宮津市字中野468番地(府中小学校)	35	34	58	135	11	38	29.1	西北西	41.8	西
	㉕	日置	ひおき	宮津市字日置1230(日置小学校)	35	36	21	135	13	11	27.5	西北西	39.9	西
	㉖	養老	ようろう	宮津市字里波見169(波見の里センター)	35	37	30	135	14	33	26.4	西北西	38.3	西北西
	㉗	知井	ちい	南丹市美山町中勘定10(旧知井小学校)	35	18	49	135	38	36	26.4	南南東	25.4	南
	㉘	美山Ⅱ	みやま・に	南丹市美山安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)	35	16	37	135	35	11	28.3	南南東	30.1	南南西
	㉙	大野	おおの	南丹市美山町三埜南畑28(旧大野小学校)	35	16	25	135	30	15	27.7	南	32.8	南南西
	㉚	下栗野	しもあわの	京丹波町下栗野ヨヲダケ58番地(下栗野農業集落排水処理場)	35	17	53	135	25	32	26.0	南南西	34.1	南西
	㉛	井室	いむろ	伊根町字井室(井室消防車庫横)	35	41	43	135	16	40	28.2	北西	38.0	西北西
高線量	—	田井	たい	舞鶴市字田井97-2(小学校跡地)	35	33	52	135	27	17	6.5	北西	18.1	西
	—	大山	おおやま	舞鶴市大山中田241の3(大山集会所付近)	35	32	55	135	27	3	5.8	西北西	18.3	西
	—	塩汲	しおくみ	舞鶴市笹部前田115	35	31	7	135	27	8	4.9	西	18.4	西
	—	岡安	おかやす	舞鶴市岡安場々23の1(青葉山ろく公園)	35	29	54	135	26	17	6.7	西南西	20.1	西南西
	—	吉坂	きしさか	舞鶴市松尾水戸白8の1	35	29	11	135	27	46	5.2	南西	18.3	西南西
	—	夕潮台	ゆうしおだい	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)	35	28	33	135	23	21	14.6	西南西	28.1	西南西
	—	倉梯	くらはし	舞鶴市行永7(倉梯第二小学校)	35	27	25	135	23	36	12.5	南西	25.4	西南西
	—	地頭	じとう	舞鶴市字地頭523-2	35	25	31	135	12	47	28.7	西南西	41.9	西南西
	—	老富	おいとみ	綾部市老富町遊里の下11の1	35	26	19	135	29	13	9.5	南	18.9	南西
	—	八津合	やつあい	綾部市八津合町縄手1	35	21	42	135	24	5	20.2	南南西	30.4	南西
	—	上杉	うえすぎ	綾部市上杉町日後30	35	21	48	135	19	3	24.6	南西	36.3	西南西
	—	上司	じょうし	宮津市字上司1567-1	35	33	5	135	14	8	24.7	西	36.8	西
	—	島	しま	南丹市美山町島往古瀬15-1	35	16	22	135	33	5	28.1	南	31.3	南南西
	—	盛郷	もりさと	南丹市美山町盛郷上田36-3	35	19	58	135	33	59	21.8	南南東	24.5	南南西
	—	本庄	ほんじょう	京丹波町本庄塙21	35	15	59	135	23	59	30.0	南南西	38.3	南西
	—	日出	ひで	伊根町字日出651	35	40	32	135	16	22	27.2	北西	37.5	西北西
低線量	—	久多	くた	京都市左京区久多宮の町192-1	35	15	49	135	49	24	40.7	南東	34.6	南南東
	—	倉谷	くらたに	舞鶴市字倉谷1350-23	35	26	42	135	20	25	17.3	西南西	30.4	西南西
	—	宮津	みやづ	宮津市吉原2586-2	35	31	54	135	11	57	27.8	西	41.1	西
	—	美山	みやま	南丹市美山町安掛	35	16	37	135	35	12	28.3	南南東	30.1	南南西



13 モニタリングポスト一覧(高浜発電所)

高浜発電所 PAZ・UPZ 関係市町名 (5市2町)	小学校名等	測定所											
		測定所等種類	名称	読み	場所	緯度(北緯)			経度(東絆)			高浜発電所からの距離、 方位	
						(度)	(分)	(秒)	(度)	(分)	(秒)	距離 (km)	方位
福知山市	有仁小学校	簡易型電子線量計	有路下	ありじしも	福知山市大江町二箇1197(有路下体育館)	35	24	23	135	11	36	31.1	西南西
舞鶴市	Bゾーン	固定測定所	塩汲	しおくみ	舞鶴市笹部前田115	35	31	7	135	27	8	4.9	西
		固定測定所	吉坂	きちさか	舞鶴市松尾水戸白8の1	35	29	11	135	27	46	5.2	南西
		固定測定所	岡安	おかやす	舞鶴市岡安場々23の1(青葉山ろく公園)	35	29	54	135	26	17	6.7	西南西
		簡易型電子線量計	平	たいら	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)	35	31	3	135	23	30	10.4	西
		簡易型電子線量計	三浜	みはま	舞鶴市三浜676-1(旧丸山小学校)	35	33	34	135	23	57	10.5	西北西
		簡易型電子線量計	千歳	ちとせ	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)	35	30	53	135	20	39	14.7	西
	Cゾーン	簡易型電子線量計	与保呂	よほろ	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)	35	26	55	135	24	60	11.5	南西
		固定測定所	倉梯	くらはし	舞鶴市行永7(倉梯第二小学校)	35	27	25	135	23	36	12.5	南西
		固定測定所	夕潮台	ゆうしおだい	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)	35	28	33	135	23	21	14.6	西南西
	Dゾーン	簡易型電子線量計	相生	あいおい	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)	35	27	0	135	19	57	17.7	西南西
		簡易型電子線量計	神崎	かんざき	舞鶴市字西神崎257(旧神崎小学校)	35	30	38	135	17	49	19.0	西
		簡易型電子線量計	池内	いけうち	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)	35	24	38	135	20	23	19.5	南西
	Eゾーン	簡易型電子線量計	丸田	まるた	舞鶴市丸田(由良川小学校付近消防用地)	35	27	35	135	16	22	22.2	西南西
		簡易型電子線量計	岡田	おかだ	舞鶴市字久田美930番地(岡田小学校)	35	25	40	135	15	23	24.9	西南西
	Fゾーン	固定測定所	地頭	じとう	舞鶴市字地頭523-2(旧岡田上小学校)	35	25	31	135	12	47	28.7	西南西
綾部市	上林小学校	固定測定所	老富	おいとみ	綾部市老富町遊里の下11の1 【奥上林地区】	35	26	19	135	29	13	9.5	南
		簡易型電子線量計	睦寄	むつより	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター) 【奥上林地区】	35	22	54	135	27	6	16.4	南南西
		簡易型電子線量計	五泉	いいずみ	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘) 【中上林地区】	35	23	55	135	24	52	16.1	南南西
		固定測定所	八津合	やつあい	綾部市八津合町縄手1 【中上林地区】	35	21	42	135	24	5	20.2	南南西
		簡易型電子線量計	十倉名畠	とくらなばたけ	綾部市十倉名畠町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里) 【口上林地区】	35	20	10	135	20	51	25.2	南西
	東綾小学校	簡易型電子線量計	旭	あさひ	綾部市橋上町千原(市道橋上旧府道線敷) 【山家地区】	35	19	11	135	19	8	28.2	南西
	東八田小学校	固定測定所	上杉	うえすぎ	綾部市上杉町日後30 【東八田地区】	35	21	48	135	19	3	24.6	南西
	西八田小学校	簡易型電子線量計	綾部・岡安	あやべ・おかやす	綾部市岡安町助ヶ鼻16番1(農村婦人の家下駐車場) 【西八田地区】	35	20	13	135	17	37	28.2	南西
	吉美小学校	簡易型電子線量計	星原	ほしばら	綾部市星原町堂前32番(ほ場整備の余地) 【吉美地区】	35	20	10	135	16	4	29.9	南西
	物部小学校	簡易型電子線量計	志賀郷	しがさと	綾部市志賀郷町丁田8番(志賀小学校) 【志賀郷地区】	35	22	16	135	14	28	29.3	南西
	志賀小学校					35	22	16	135	14	28	29.3	南西
宮津市	宮津小学校	簡易型電子線量計	杉末	すぎのすえ	宮津市字万年(杉末会館駐車場) 【宮津西部】	35	32	46	135	11	12	29.0	西
	吉津小学校					35	30	13	135	17	1	20.2	西
	栗田小学校	簡易型電子線量計	由良	ゆら	宮津市字石浦(もみじ公園下) 【由良地区】	35	33	5	135	14	8	24.7	西
		固定測定所	上司	じょうし	宮津市字上司1567-1 【栗田地区】	35	34	58	135	11	38	29.1	西北西
	府中小学	簡易型電子線量計	府中	ふちゅう	宮津市字中野468番地(府中小学)	35	36	21	135	13	11	27.5	西北西
	日置小学校	簡易型電子線量計	日置	ひおき	宮津市字日置1230(日置小学校) 【日置地区】	35	37	30	135	14	33	26.4	西北西
南丹市	養老小学校	簡易型電子線量計	養老	ようろう	宮津市字里波見169(波見の里センター) 【養老地区】	35	18	49	135	38	36	26.4	西北西
	(旧)知井小学校	簡易型電子線量計	知井	ちい	南丹市美山町中勘定10(旧知井小学校)	35	16	37	135	35	11	28.3	南南東
	(旧)平屋小学校	簡易型電子線量計	美山Ⅱ	みやま・に	南丹市美山安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)	35	15	59	135	23	59	30.0	南南西
	(旧)宮島小学校	固定測定所	島	しま	南丹市美山町島往古瀬15-1	35	19	58	135	33	59	21.8	南
	(旧)鶴ヶ岡小学校	固定測定所	盛郷	もりさと	南丹市美山町盛郷上田36-3	35	16	22	135	33	59	28.1	南
京丹波町	(旧)大野小学校	簡易型電子線量計	大野	おおの	南丹市美山町三塙南畑28(旧大野小学校)	35	16	25	135	30	15	27.7	南
	和知小学校	簡易型電子線量計	下粟野	しもあわの	京丹波町下粟野ヨヲダケ58番地(下粟野農業集落排水処理場)	35	17	53	135	25	32	26.0	南南西
		固定測定所	本庄	ほんじょう	京丹波町本庄塙21	35	15	59	135	23	59	30.0	南南西
伊根町	伊根小学校(伊根地区)	固定測定所	日出	ひで	伊根町字日出651	35	40	32	135	16	22	27.2	北西
	伊根小学校(朝妻地区)	簡易型電子線量計	井室	いむろ	伊根町字井室(井室消防車庫横)	35	41	43	135	16	40	28.2	北西
	本庄小学校(本庄・筒川地区)					35	41	43	135	16	40	28.2	北西

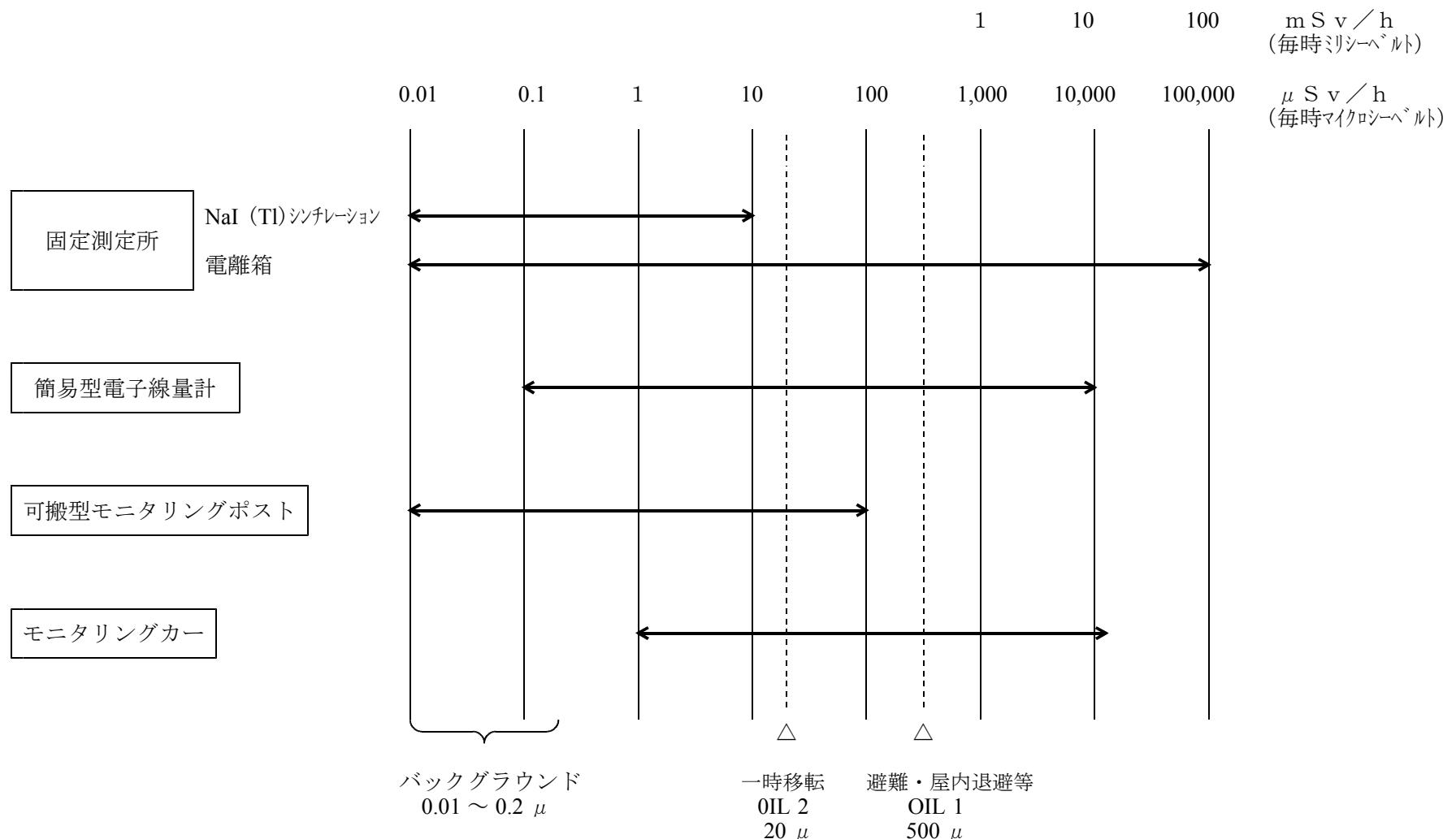
*避難指示を行う地域については、各地域に設置されたモニタリングポストや近隣のモニタリングポストによる測定値等に加えて、地理的・気象的条件等を総合的に考慮の上、選定される。

モニタリングポスト一覧(大飯発電所)

大飯発電所 UPZ市町名	小学校名 (PAZ・UPZ内)	測定所										
		測定所等種類	名称	読み	場所	経度(東経)			緯度(北緯)			
						(度)	(分)	(秒)	(度)	(分)	(秒)	
舞鶴市	Aゾーン	固定測定所	塩汲	しおくみ	舞鶴市 笹部前田115	135	27	8	35	31	7	18.3 西
		固定測定所	大山	おおやま	舞鶴市 大山中田241の3(大山集会所付近)	135	27	3	35	32	57	18.3 西
		固定測定所	田井	たい	舞鶴市字田井97-2(小学校跡地)	135	27	17	35	33	52	18.1 西
		簡易型電子線量計	成生	なりう	舞鶴市字成生36-2(成生漁村センター)	135	26	53	35	34	45	18.9 西北西
	Bゾーン	固定測定所	吉坂	きちさか	舞鶴市 松尾水戸白8の1	135	28	8	35	29	48	17.3 西南西
		固定測定所	岡安	おかやす	舞鶴市岡安馬々23の1(青葉山ろく公園)	135	26	16	35	29	55	20.0 西南西
		簡易型電子線量計	三浜	みはま	舞鶴市三浜676-1(旧丸山小学校)	135	23	58	35	33	34	23.5 西
		簡易型電子線量計	平	たいら	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)	135	23	30	35	31	3	24.1 西
		簡易型電子線量計	千歳	ちとせ	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)	135	20	39	35	30	53	27.8 西
	Cゾーン	固定測定所	夕潮台	ゆうしおだい	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)	135	21	2	35	29	0	28.1 西南西
		固定測定所	倉梯	くらはし	舞鶴市行永7(倉梯第二小学校)	135	23	39	35	27	25	25.2 西南西
		簡易型電子線量計	与保呂	よほろ	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)	135	24	60	35	26	55	23.7 西南西
	Dゾーン	簡易型電子線量計	池内	いけうち	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)	135	20	23	35	24	38	31.8 西南西
		簡易型電子線量計	相生	あいおい	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)	135	19	57	35	26	59.9	30.7 西南西
		簡易型電子線量計	神崎	かんざき	舞鶴市字西神崎257(旧神崎小学校)	135	17	49	35	30	37	32.3 西
綾部市	上林小学校	簡易型電子線量計	睦寄	むつより	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター)	135	27	6	35	22	54	25.3 南西
		簡易型電子線量計	五泉	いいずみ	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘)	135	24	53	35	23	54	26.7 南西
		簡易型電子線量計	十倉名畑	とくらなばたけ	綾部市十倉名畑町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里)	135	20	51	35	20	10	35.7 南西
		固定測定所	八津合	やつあい	綾部市八津合町縄手1	135	24	6	35	22	41	30.0 南西
		固定測定所	老富	おいとみ	綾部市老富町遊里の下11の1	135	29	6	35	26	14	19.0 南西
	東綾小学校	簡易型電子線量計	旭	あさひ	綾部市橋上町千原(市道橋上旧府道線敷)	135	19	8	35	19	11	44.7 南西
	東八田小学校	固定測定所	上杉	うえすぎ	綾部市上杉町日後30	135	18	56	35	21	41	36.5 西南西
南丹市	(旧)知井小学校	簡易型電子線量計	知井	ちい	南丹市美山町中勘定10(旧知井小学校)	135	38	36	35	18	49	25.3 南
	(旧)平屋小学校	簡易型電子線量計	美山Ⅱ	みやま・に	南丹市美山安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)	135	35	11	35	16	37	29.1 南南西
	(旧)大野小学校	簡易型電子線量計	大野	おおの	南丹市美山町三埜南畑28(旧大野小学校)	135	30	15	35	16	25	32.7 南南西
	(旧)宮島小学校	固定測定所	島	しま	南丹市美山町島往古瀬15-1	135	33	1	35	16	22	31.2 南南西
	(旧)鶴ヶ岡小学校	固定測定所	盛郷	もりさと	南丹市美山町盛郷上田36-3	135	35	21	35	20	47	22.4 南南西
京丹波町	和知小学校	簡易型電子線量計	下粟野	しもあわの	京丹波町下粟野ヨヲダケ58番地(下粟野農業集落排水処理場)	135	25	32	35	17	53	33.6 南西
		固定測定所	本庄	ほんじょう	京丹波町本庄庄垣21	135	24	1	35	16	2	38.0 南西
京都市	葛川小学校(久多学区)	簡易型電子線量計	久多Ⅱ	くた・に	京都市左京区久多宮の町192-1(元久多小学校)	135	49	8	35	15	55	34.2 南南東
	花背小学校	簡易型電子線量計	広河原	ひろがわら	京都市左京区広河原能見町87(元堰源小学校)	135	45	58	35	14	59	34.0 南南東
	京北第三小学校	簡易型電子線量計	京北	けいほく	京都市右京区京北上弓削町弾正27(京北第三小学校)	135	38	20	35	12	11	37.6 南

*避難指示を行う地域については、各地域に設置されたモニタリングポストや近隣のモニタリングポストによる測定値等に加えて、地理的・気象的条件等を総合的に考慮の上、選定される。

14 モニタリングポストの測定範囲



15-1 資機材:モニタリングに使用する自動車

所属(平時)	緊急時の班	確保すべき自動車の種類	確保数(台)	大飯	高浜
中丹東保健所	モニタリングカー班	モニタリングカー	2	○	○
	サーベイ・試料採取班	バンタイプ乗用車	2	○	○
中丹西保健所	モニタリングカー班	バンタイプ乗用車	1		○
	サーベイ・試料採取班	バンタイプ乗用車	1		○
丹後保健所	モニタリングカー班	バンタイプ乗用車	1		○
	サーベイ・試料採取班	バンタイプ乗用車	1		○
南丹保健所	モニタリングカー班	モニタリングカー	1	○	○
	サーベイ・試料採取班	バンタイプ乗用車	1	○	○
乙訓保健所	本部支援班	普通乗用車	1	○	○
山城北保健所	本部支援班	普通乗用車	1	○	○
山城南保健所	本部支援班	普通乗用車	1	○	○
保健環境研究所	測定分析グループ	環境放射能測定車(バス)	1	○	○
		普通乗用車	1	○	
環境管理課	測定分析グループ	普通乗用車	1	○	
京都市	測定分析グループ	普通乗用車	1	○	
関西電力(株)	モニタリングカー班(中丹東保健所)	モニタリングカー	1	○	○
	サーベイ・試料採取班(中丹東保健所)	バンタイプ乗用車	1	○	○
合計			19		

15-2 資機材:NaIシンチレーション式サーベイメータ、電離箱式サーベイメータ、GM式サーベイメータ(汚染検査用)

所属(平時)	緊急時の班	緊急時において 機器を積み込む自動車	配備数 (セット)
中丹東保健所	モニタリングカー班	中丹東モニタリングカーA	1
		中丹東モニタリングカーB	1
	サーベイ・試料採取班	中丹東バンC	1
		中丹東バンD	1
	予備(事務室に用意)	—	1
	—	—	—
中丹西保健所	モニタリングカー班	中丹西モニタリングカー	1
	サーベイ・試料採取班	中丹西バン	1
	予備(事務室に用意)	—	1
丹後保健所	モニタリングカー班	丹後モニタリングカー	1
	サーベイ・試料採取班	丹後バン	1
	予備(事務室に用意)	—	1
南丹保健所	モニタリングカー班	南丹モニタリングカー	1
	サーベイ・試料採取班	南丹バン	1
	予備(事務室に用意)	—	1
本部(保健環境研究所)	測定分析グループ	京都市普通乗用車	1
		保健環境研究所普通乗用車	1
		環境管理課普通乗用車	1
	予備(事務室に用意)	—	1
関西電力(株)	モニタリングカー班(中丹東保健所)	関西電力モニタリングカー	1
	サーベイ・試料採取班(中丹東保健所)	関西電力バン	1
合計			20

※NaIシンチレーション式サーベイメータ、電離箱式サーベイメータ、GM式サーベイメータ(汚染検査用)の各1台ずつで1セット。

※屋外活動を行う自動車に1セットずつ載せる。また、各拠点及び本部に予備として1セットずつ配備する。

※関西電力(株)から配備される機器については十分に注意して保管すること。定期的にメンテナンスも行われる。

15-3 資機材:ダスト・ヨウ素エアサンプラー

所属	配備数 (台)
現地拠点 (保健所)	中丹東
	中丹西
	丹後
	南丹
本部(保健環境研究所)	1
合計	5

15-4 資機材:個人線量計

所属	必要数 (台)
現地拠点 (保健所)	中丹東
	中丹西
	丹後
	南丹
本部(保健環境研究所)	18
合計	64

※予備として現地拠点(各保健所)及び本部(保健環境研究所)へ2台ずつ配備する。

15-5 資機材:防護具等の配備

所属	配備数 (セット)	
現地拠点 (保健所)	中丹東	2,200
	中丹西	700
	丹後	700
	南丹	1,000
本部(保健環境研究所)	1,800	
合計	6,400	

※防護具等とは、タイベック、マスク、綿手袋、ゴム手袋、アームカバー、シューカバー等のセット。

III 樣式編

平成 年 月 日

公営企画課長 様
 生活衛生課長 様
 食の安心・安全推進課長 様

環境管理課長

緊急時モニタリング出動指示

1 指示の種類

- ・モニタリング本部等設置決定（ 月 日 時 分）
- ・モニタリング本部及び現地モニタリング拠点設置準備等初期活動指示
- ・モニタリング本部への参集

2 初期活動指示内容

- (1) 事故発電所 高浜・大飯発電所 号機、 号機
- (2) 事故内容 別添通報のとおり
- (3) 指示内容
 - ① モニタリング要員体制表に基づきモニタリング本部に参集
 - ② 食の安心・安全推進課については、関係広域振興局要員に対して現地モニタリング拠点へ参集するよう指示

3 要請内容に関する問い合わせ先

- ・電話番号 _____
- ・担当者職氏名 環境管理課 _____

発信者職氏名	環境管理課	発信日時	月 日 時 分
	公営企画課	受信日時	月 日 時 分
受信者職氏名	生活衛生課 食の安心・安全推進課		

平成 年 月 日

保健環境研究所長 様

環境管理課長

緊急時モニタリング出動指示

1 指示の種類

- ・モニタリング本部等設置決定（ 月 日 時 分）
- ・モニタリング本部及び現地モニタリング拠点設置準備等初期活動指示

2 初期活動指示内容

- (1) 事故発電所 高浜・大飯発電所 号機、 号機
- (2) 事故内容 別添通報のとおり
- (3) 指示内容
 - ① モニタリング要員体制表に基づきモニタリング本部等に参集
 - ② モニタリング本部及び現地モニタリング拠点設置準備
 - ③ 環境放射線監視テレメータシステム等の監視強化
 - ④ 固定観測局における測定結果等（空間放射線量率、大気浮遊じん放射能濃度、気象情報）の報告
 - ⑤ モニタリングカーの出動

3 要請内容に関する問い合わせ先

- ・電話番号 _____
- ・担当者職氏名 環境管理課 _____

発信者職氏名	環境管理課	発信日時	月 日 時 分
受信者職氏名	保健環境研究所	受信日時	月 日 時 分

平成 年 月 日

中丹東保健所長 様

南丹保健所長 様

保健環境研究所長

緊急時モニタリング出動指示

1 指示の種類

- ・モニタリング本部等設置決定（ 月 日 時 分）
- ・現地モニタリング拠点設置準備等初期活動指示

2 初期活動指示内容

(1) 事故発電所 高浜・大飯発電所 号機、 号機

(2) 事故内容 別添通報のとおり

(3) 指示内容

- ① モニタリング要員体制表に基づき現地モニタリング拠点に参集
- ② 現地モニタリング拠点設置準備（中丹東保健所においては、中丹西・丹後保健所への拠点設置指示を含む）※高浜発電所発災時のみ括弧内を記載する。
- ③ モニタリングカーの出動

3 要請内容に関する問い合わせ先

・電話番号 _____

・担当者職氏名 _____

発信者職氏名	保健環境研究所	発信日時	月 日 時 分
受信者職氏名	中丹東保健所	受信日時	月 日 時 分
	南丹保健所		

平成 年 月 日

乙訓保健所長 様
 山城北保健所長 様
 山城南保健所長 様

保健環境研究所長

緊急時モニタリング出動指示**1 指示の種類**

- ・モニタリング本部等設置決定（ 月 日 時 分）
- ・モニタリング本部への参集

2 初期活動指示内容

- (1) 事故発電所 高浜・大飯発電所 号機、 号機
- (2) 事故内容 別添通報のとおり
- (3) 指示内容

モニタリング要員体制表に基づきモニタリング本部に参集（公用車）

3 要請内容に関する問い合わせ先

- ・電話番号 _____
- ・担当者職氏名 _____

発信者職氏名	保健環境研究所	発信日時	月 日 時 分
	乙訓保健所 山城北保健所 山城南保健所	受信日時	月 日 時 分

平成 年 月 日

中丹西保健所長 様

丹後保健所長 様

中丹東保健所長

緊急時モニタリング出動指示

1 指示の種類

- ・モニタリング本部等設置決定（ 月 日 時 分）
- ・現地モニタリング拠点設置準備等初期活動指示

2 初期活動指示内容

(1) 事故発電所 高浜発電所 号機、 号機

(2) 事故内容 別添通報のとおり

(3) 指示内容

- ① モニタリング要員体制表に基づき現地モニタリング拠点に参集
- ② 現地モニタリング拠点設置準備
- ③ モニタリングカーの出動

3 要請内容に関する問い合わせ先

・電話番号 _____

・担当者職氏名 _____

発信者職氏名	中丹東保健所	発信日時	月 日 時 分
受信者職氏名	中丹西保健所 丹後保健所	受信日時	月 日 時 分

平成 年 月 日

関西電力株式会社原子力事業本部長 様

京都府知事

緊急時モニタリング出動要請

1. 要請の種類

緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング資機材の出動要請

2. 要請内容

(1) 事故発電所 :

(2) 事故内容 : 別添通報のとおり

(3) 指示(要請)内容

①モニタリングカー出動

②京都府緊急時モニタリング本部への出動要請(要員派遣、資機材提供等)

③監視強化及び測定結果提供

・固定観測局における空間放射線量率

・固定観測局における大気中放射性ヨウ素濃度測定

・気象情報

3. 要請内容に関する問い合わせ先

電話番号、所属機関名称、担当者氏名

発信者職氏名	環境管理課	発信日時	月 日 時 分
受信者職氏名		受信日時	月 日 時 分

平成 年 月 日

京都市長 様

京都府知事

緊急時モニタリング出動要請

1. 要請の種類

緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング資機材の出動要請

2. 要請内容

(1) 事故発電所 :

(2) 事故内容 : 別添通報のとおり

(3) 指示(要請)内容

①京都府緊急時モニタリング本部への出動要請(要員派遣、資機材提供等)

②測定結果提供 (水道原水等)

3. 要請内容に関する問い合わせ先

電話番号、所属機関名称、担当者氏名

発信者職氏名	環境管理課	発信日時	月 日 時 分
受信者職氏名		受信日時	月 日 時 分

出 動 者 届

届出者氏名

機関名					
機関連絡先 *1					
No.	氏名	年齢	性別	所属 *2	※配属先 *3
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

*1:出動元の連絡先を記載すること

*2:要員登録されていないものが出動した場合に記載すること

*3:受付後、担当者が記入すること

確認欄(年 月 日)

グループ長	担当

モニタリングカー出動届

届出者氏名

機関名					
車両番号					
機関連絡先 *1					
車両連絡先 *2					
出動ルート					
No.	氏名	年齢	性別	所属 *3	※配属先 *4
1					
2					
3					
特 記 事 項					

*1:出動元の連絡先を記載すること

*2:車両搭乗者の携帯番号等活動中に連絡できるものを記載すること

*3:要員登録されていないものが出動した場合に記載すること

*4:受付後、担当者が記入すること

確認欄(年 月 日)

グループ長	担当

資機材等出動届

届出者氏名

機関名				
機関連絡先 *1				
No.	資機材名称	形式等	※配属先 *2	返却日時*3
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注)資機材1台ごとに記入すること

*1:出動元の連絡先を記載すること

*2:受付後、担当者が記入すること

*3:返却欄には、返却後日時を記録すること

確認欄(年 月 日)

グループ長	担当

要員管理簿

派遣元 機関	A) 京都府、 B) 関西電力(株)、 C) 府内市町()、 D) 他府県()、 E) その他()						
	配属先 グループ	(1) 企画調整グループ、 (2) 情報収集管理グループ、 (3) 測定分析グループ、 (4) 支援拠点 (5) 中丹東現地モニタリング拠点(中丹東、 中丹西、 丹後) (6) 南丹現地モニタリング拠点、 (7) その他()					
番号	受付日	派遣元 (記号)	氏名	性別	年齢	配属 (記号)	解除日
-01				男・女			
-02				男・女			
-03				男・女			
-04				男・女			
-05				男・女			
-06				男・女			
-07				男・女			
-08				男・女			
-09				男・女			
-10				男・女			
-11				男・女			
-12				男・女			
-13				男・女			
-14				男・女			
-15				男・女			
-16				男・女			
-17				男・女			
-18				男・女			
-19				男・女			
-20				男・女			

資機材等管理簿

提供元 機関	A) 京都府、 B) 関西電力(株)、 C) 府内市町村、 D) 他府県()、 E) その他()						
配付先 グループ	(1) 企画調整グループ、 (2) 情報収集管理グループ、 (3) 測定分析グループ、 (4) 支援拠点 (5) 中丹東現地モニタリング拠点(中丹東、中丹西、丹後) (6) 南丹現地モニタリング拠点、 (7) その他()						
番号	受付日	提供元 (記号)	名称、型番、 シリアル番号等	数量	配付先 (記号)	汚染の 有無	返却日 受領者名
-01						有・無	受領者:
-02						有・無	受領者:
-03						有・無	受領者:
-04						有・無	受領者:
-05						有・無	受領者:
-06						有・無	受領者:
-07						有・無	受領者:
-08						有・無	受領者:
-09						有・無	受領者:
-10						有・無	受領者:

空間放射線量確認結果報告書					
指 示			報 告		
			京都府モニタリング本部 測定分析G 氏名()		
報告	受: 年 月 日 時 分(氏名)		発: 年 月 日 時 分(氏名)		
報告概要					
データの種別	地 区	<input type="checkbox"/> 京都府エリア			
	確 認 期 間	<input type="checkbox"/> 固定局(府)		<input type="checkbox"/> 固定局(府以外)	<input type="checkbox"/> 可搬型MP
		<input type="checkbox"/> 10分値		<input type="checkbox"/> 1時間値	<input type="checkbox"/> その他()
	平成 年 月 日 時 分 ~	平成 年 月 日 時 分			
	結果の概要	<input type="checkbox"/> 異常なし		<input type="checkbox"/> 異常あり (状況:)	
トレンドグラフ	<input type="checkbox"/> 添付なし		<input type="checkbox"/> 添付あり (枚)		
番号	観測局／観測地点	測定期間	異常の有無	期間の最大～最少	傾向
1	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
2	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
3	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
4	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
5	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
6	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
7	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
8	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
9	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
10	()		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	単位:	<input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 上昇 <input type="checkbox"/> 下降
特記事項:					

現地活動業務 指示書/報告書

指示		報告	
京都府モニタリング本部 企画調整G 連絡先() —		<input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部 測定分析 G (□中丹東・□中丹西・□丹後・□南丹)現地モニタリング拠点 _____班	
指示	発: 年 月 日 時 分(氏名)	受: 年 月 日 時 分(氏名)	
報告	受: 年 月 日 時 分(氏名)	発: 年 月 日 時 分(氏名)	
番号	指示事項		活動結果
	活動場所	活動業務	活動日時
1			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
2			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
3			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
4			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
5			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
6			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
7			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
8			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
9			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
10			電源種別: <input type="checkbox"/> 商用電源、 <input type="checkbox"/> バッテリー、 <input type="checkbox"/> 非常用発電機
【指示事項記載の注意】			
1 活動業務欄には、①線量率測定、②可搬型MP設置、③可搬型サンプラ設置・回収、④積算線量計 設置・回収、⑤試料採取(試料種類)等を記載する。			
2 測定場所の地図を添付する。			
【活動結果記載の注意】			
1 結果欄には、線量率測定結果、サーベイメータによる採取試料の簡易測定値のほか、特記事項を記入する。			
2 可搬型MPや可搬型ヨウ素サンプラ設置時には、該当する電源種別にチェックを入れる。			
3 可搬型MPの設置確認などの連絡 (測定分析G) 電話番号 () —			

モニタリングカーによる測定指示書/報告書

指 示		報 告	
京都府モニタリング本部 企画調整G 連絡先() -		<input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部 測定分析 G (□中丹東・□中丹西・□丹後・□南丹)現地モニタリング拠点 車両ナンバー()	
指示	発: 年 月 日 時 分(氏名)	受:	年 月 日 時 分(氏名)
報告	受: 年 月 日 時 分(氏名)		発: 年 月 日 時 分(氏名)

測定指示事項

測 定 ル ー ト	<input type="checkbox"/> 京都府エリア ルート()
空 間 放 射 線 量 率	<input type="checkbox"/> 1分間×3回 <input type="checkbox"/> 5分値 <input type="checkbox"/> 10分値 <input type="checkbox"/> 1時間値 <input type="checkbox"/> その他()
大 気 中 放 射 性 ヨ ウ 素 濃 度	<input type="checkbox"/> 5分吸引／5分測定 <input type="checkbox"/> 50分吸引／5分測定 <input type="checkbox"/> その他()
測 定 結 果 の 報 告 頻 度	<input type="checkbox"/> 測定終了毎 <input type="checkbox"/> 初回測定値+2点測定毎 <input type="checkbox"/> 異常検出時 <input type="checkbox"/> その他()
報告方法および連絡先	<input type="checkbox"/> 電話: 測定分析 G 統括班 電話番号() -

番号	指 示 書		報 告 書	
	採取地点	測定項目	測定日時	測定結果
1	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
2	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
3	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
4	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
5	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
6	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
7	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
8	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
9	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
10	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)
11	()			<input type="checkbox"/> 電話による結果報告(時 分)

【測定指示記載の注意】

1 測定項目欄には、「①空間放射線量率、②大気中放射性ヨウ素濃度」のいずれかを記載する。

【測定分析結果記載の注意】

1 電話による報告を行った場合は、チェックおよびその日時を記入する。

Ge 検出器による核種分析指示書/結果報告書

指 示		報 告	
京都府モニタリング本部 企画調整G 連絡先() -		京都府モニタリング本部 測定分析G 連絡先() -	
指示	発: 年 月 日 時 分(氏名)	受: 年 月 日 時 分(氏名)	
報告	受: 年 月 日 時 分(氏名)	発: 年 月 日 時 分(氏名)	
測定指示事項			
	測 定 方 法	<input type="checkbox"/> 迅速測定(10分) <input type="checkbox"/> 通常測定()	
	半 減 期 補 正	<input type="checkbox"/> 補正なし <input type="checkbox"/> 補正あり(<input type="checkbox"/> 試料採取終了時点 <input type="checkbox"/> 試料採取開始時点)	
	測定結果の報告頻度	<input type="checkbox"/> 測定終了毎 <input type="checkbox"/> 1時間毎 <input type="checkbox"/> 1日毎 <input type="checkbox"/> 異常検出時	
	測定終了後の試料保管	<input type="checkbox"/> 測定機関保管(保存処理: <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 実施) <input type="checkbox"/> その他保管()	

番号	測定指示試料		測定分析結果	
	採取地点	試料名	結果	(異常ありの場合) 検出核種および濃度
1		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		
2		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		
3		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		
4		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		
5		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		
6		<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり	<input type="checkbox"/> Bq/m ³ <input type="checkbox"/> Bq/L <input type="checkbox"/> Bq/kg 生	
	<input type="checkbox"/> 前処理あり()	測定日時: 月 日 時 分		

【測定指示記載の注意】

- 1 試料名欄には、①ろ紙、②活性炭、③飲料水、④雨水、⑤葉菜、⑥指標植物（ヨモギ）、⑦魚介類、
⑧指標海産生物（ホンダワラ）、⑨陸土を記入し、あてはまらない場合は、直接記入する。

2 乾燥、灰化、粉碎等の前処理を行う場合は、「前処理あり」にチェックする。

【測定分析結果記載の注意】

人工放射性核種が検出された場合…「異常あり」 ※検出核種と濃度を記載、結果帳票(スペクトル含)を添付

様式B-5号

輸送業務 指示書/報告書

指示		報告	
京都府モニタリング本部 企画調整G 連絡先() -		<input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部 測定分析 G (□中丹東・□中丹西・□丹後・□南丹) 現地モニタリング拠点 班	
指示	発: 年 月 日 時 分(氏名)	受: 年 月 日 時 分(氏名)	
報告	受: 年 月 日 時 分(氏名)	発: 年 月 日 時 分(氏名)	
指示事項		活動結果	
番号	輸送元／先	輸送の対象	到着日時
1			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡
2			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡
3			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡
4			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡
5			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡
6			
			<input type="checkbox"/> 到着時の電話連絡

【指示事項記載の注意】

(1)輸送元／先欄には、施設名称、所在地等を記載。(2)必要に応じて、輸送元及び輸送先の地図を添付。

【活動結果記載の注意】輸送が完了した時点で、統括班に電話による報告を行った場合は、チェックを記入する。

個人被ばく管理報告書

ふりがな 氏名		性別		年齢	才
配属	グループ		班	チーム	
活動期間	年月日～年月日	過去累積線量	<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
【外部被ばく管理結果】(モニタリング要員全員に実施する)					
活動年月日	主な活動地域	主な活動内容	被ばく線量		
年月日			<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
年月日			<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
年月日			<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
		活動期間中累積線量	<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
		全累積線量 (過去累積線量を含む)	<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
【身体汚染検査結果】(放射性ヨウ素検出地域で活動した場合に実施する)					
検査年月日	除染前の汚染有無 汚染箇所	除染等措置の内容	除染後の汚染有無 汚染の程度		
年月日			cpm		
年月日			cpm		
年月日			cpm		
【注意】 1 線量の記載欄には該当する単位にチェックを入れる。 2 様式C-2号及び様式C-3号を添付する。					

日線量記録票

ふりがな 氏名			過去累積線量	<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv		
配属	グループ 班 チーム					
確認者名						
線量計 番号	配布時		回収時		差引線量	活動場所 及び活動内容
	日時	読取値	日時	読取値		
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
	年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
日累積線量					<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	
全累積線量 (過去累積線量を含む)					<input type="checkbox"/> μSv <input type="checkbox"/> mSv	

【注意】

- 1 線量の記載欄には該当する単位にチェックを入れる。
- 2 本記録表は様式C-1号に添付する。

身体汚染状況測定記録票

ふりがな 氏名			
配属	グループ 班 チーム		
検査日時	年 月 日 時 分	測定者	

【測定器情報】

	GM式サーベイメータ	N a I シンチ式サーベイメータ
型式、管理番号		
換算係数	Bq/cm ² /cpm	kBq/(μ Sv/h)
バックグラウンド値	cpm	μ Sv/h

【身体汚染検査結果】

注) 除染措置基準 : >40,000cpm(β 線)

正面	背面	部位	除染前		除染後	
			測定値(除 B.G.)	汚染	測定値(除 B.G.)	汚染
		①	cpm		cpm	
		②	cpm		cpm	
		③	cpm		cpm	
		④	cpm		cpm	
		⑤	cpm		cpm	
		甲状腺	μ Sv/h			
創傷部位と汚染の有無						
除染等措置の内容	<input type="checkbox"/> 更衣 <input type="checkbox"/> 皮膚拭取り <input type="checkbox"/> 皮膚洗浄 <input type="checkbox"/> 傷口洗浄 <input type="checkbox"/> その他()					
備考						

【汚染検査結果記載の注意】

- 1 測定部位が分かるよう、絵に印及び番号を示す。
- 2 測定値欄には、予め測定したバックグラウンド値を差し引いた正味の値を記入する。
- 3 除染措置基準(40,000cpm)を超えた場合は汚染有りとし、除染を行う。
- 4 除染等措置の内容欄には、該当する項目にチェックを入れる。

【その他注意】

- 1 本記録表は様式C-1号に添付する。

資機材等汚染状況測定記録票

資機材等名称			管理番号	
使用者	グループ 班 チーム			
検査日時	年 月 日 時 分		測定者	

【測定器情報】

	GM式サーベイメータ
型式、管理番号	
換算係数	Bq/cm ² /cpm
バックグラウンド値	cpm

【資機材等汚染検査結果】

注) 除染措置基準 : >40,000cpm(β線)

資機材等の絵	部位	除染前		除染後	
		測定値(除 B.G.)	汚染	測定値(除 B.G.)	汚染
	①	cpm		cpm	
	②	cpm		cpm	
	③	cpm		cpm	
	④	cpm		cpm	
	⑤	cpm		cpm	
	⑥	cpm		cpm	
除染等措置の内容	<input type="checkbox"/> 表面拭取り <input type="checkbox"/> 洗浄 <input type="checkbox"/> 養生保管 <input type="checkbox"/> その他()				
備考					

【汚染検査結果記載の注意】

- 1 測定部位が分かるよう、絵に印及び番号を示す。
- 2 測定値欄には、予め測定したバックグラウンド値を差し引いた正味の値を記入する。
- 3 除染措置基準(40,000cpm)を超えた場合は汚染有りとし、除染等を行う。
- 4 除染等措置の内容欄には、該当する項目にチェックを入れる。

様式D-1号

作成 平成 年 月 時
日 分

通信連絡票				
発信先				
種別 (○をつける)	指示	報告	情報提供	その他()
件名				
発信日時		受信日時		
発信者		受信者		
所属	<input type="checkbox"/> EMC、 <input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部、(<input type="checkbox"/> 中丹東・ <input type="checkbox"/> 中丹西・ <input type="checkbox"/> 丹後・ <input type="checkbox"/> 南丹)現地モニタリング拠点 <u>グループ(班)</u>	所属	<input type="checkbox"/> EMC、 <input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部、(<input type="checkbox"/> 中丹東・ <input type="checkbox"/> 中丹西・ <input type="checkbox"/> 丹後・ <input type="checkbox"/> 南丹)現地モニタリング拠点 <u>グループ(班)</u>	
内容				

確認欄	センター長 本部長	グループ長	

様式D-2号

作成 平成 年 月 日
時 分

電話記録票

発信日時		受信日時	
発信者		受信者	
所属	<input type="checkbox"/> EMC、 <input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部、 (<input type="checkbox"/> 中丹東・ <input type="checkbox"/> 中丹西・ <input type="checkbox"/> 丹後・ <input type="checkbox"/> 南丹) 現地モニタリング拠点 グループ(班)	所属	<input type="checkbox"/> EMC、 <input type="checkbox"/> 京都府モニタリング本部、(<input type="checkbox"/> 中丹東・ <input type="checkbox"/> 中丹西・ <input type="checkbox"/> 丹後・ <input type="checkbox"/> 南丹)現地モニタリング拠点 グループ(班)
内容			

確認欄

センター長 本部長	グループ長	